

みんなが主人公になれるまち
～ひと・地域のシンカをめざして～

第3次松本市地域づくり実行計画

令和4年度～8年度

令和4年3月

松 本 市



ひと・地域のシンカをめざして ～第3次松本市地域づくり実行計画～

松本市長 臥雲 義尚

時代は今、大きな転換期を迎えています。ゼロカーボンやデジタル化といった新たな世界基準や、少子化の急速な進行、コロナ禍との対峙を背景に、まちづくりにも大胆な変革と前進が求められています。

松本市は、平成24年に策定した地域づくり実行計画に基づき、市内35地区に地域づくりセンターを設置し、住民主体による課題解決を進める仕組みとして「緩やかな協議体」の整備を促進。地区を基本単位とした松本らしい地域づくりの推進に取り組んできました。その後、第2次実行計画では、組織体制の整備から、より具体的な課題解決の仕組みづくりに重点を移し、地域づくりのステップアップを図ってきました。

第3次実行計画は、持続可能な地域づくりのため、①若い世代が主人公になれる地域へ、②多様な意見や価値観を受け入れる開かれた地域へ、③地縁組織だけでなく様々な担い手が参画する地域へ、④より小さなコミュニティのきずなを育む地域へ、を重点項目に掲げました。地域づくりの基盤強化や地域力の向上、具体的な課題解決を図る施策を計画的に推進するとともに、令和3年度に着手した地域づくりセンター強化の取組みを着実に前へ進めることで、住民自治を一層力強く支援できる体制を整備していきます。

まちづくりには、地域に暮らす多様な人たちが「主人公」となり、自ら行動していくことが求められます。多様性に富む35地区それぞれの特性を活かし、一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまちを実現するために、住民と行政が一体となって「ひと・地域のシンカ」に挑み続けます。

令和4年4月

目 次

第1編 計画策定に当たって.....	1
Ⅰ 計画策定の趣旨.....	2
Ⅱ 計画の位置付け.....	2
Ⅲ 計画の期間と進行管理.....	3
第2編 基本的な考え方.....	5
Ⅰ 地域づくりとは.....	6
1 地域づくりとは何か.....	6
2 なぜ今“地域づくり”が求められるのか.....	7
3 地域づくりの基本理念.....	8
Ⅱ 松本らしい地域づくりの推進.....	9
1 松本らしい地域づくりとは.....	9
2 地域づくりを進める上で重視する点.....	11
Ⅲ 地域づくりを推進する体制.....	13
1 松本市が目指す地域の姿.....	13
2 目指す姿の実現に向けた地域及び行政運営の在り方.....	13
3 実現に向けた推進体制.....	14
第3編 地域づくり施策の成果と課題.....	19
Ⅰ 第2次地域づくり実行計画の成果と課題.....	20
1 基盤づくりの推進.....	20
2 地域力の向上を図る取組みの推進.....	21
3 地域課題の解決に向けた取組みの推進.....	23
Ⅱ 第2次計画までの総括.....	24
第4編 松本市の地域づくりの基本施策.....	25
Ⅰ 地域づくりの基本方針.....	26
1 地域づくりの基盤強化.....	26
2 地域力の向上を図る取組みの推進.....	26
3 地域課題の解決に向けた取組みの推進.....	26
Ⅱ 第3次計画における4つの重点項目.....	28
1 若い世代が主人公になれる地域へ.....	28
2 多様な意見や価値観を受け入れる開かれた地域へ.....	28
3 地縁組織だけでなく様々な担い手が参画する地域へ.....	28

4 より小さなコミュニティのきずなを育む地域へ.....	28
Ⅲ 施策の体系.....	29
第5編 実行に向けた施策.....	31
Ⅰ 地域づくりの基盤強化.....	32
1 地域づくりセンターの機能強化.....	32
2 5つの協働体制の充実.....	34
3 地域づくり人材の育成.....	39
Ⅱ 地域力の向上を図る取組みの推進.....	42
1 多様な住民参加による地域づくり.....	42
2 地域力を構成する4つの力の向上.....	43
Ⅲ 地域課題の解決に向けた取組みの推進.....	48
1 課題解決に向けた地域の取組みの推進.....	48
2 課題解決に向けた行政の取組みの推進.....	49
Ⅳ 施策の指標及び目標値.....	57
資料編.....	59

第 1 編 計画策定に当たって

I 計画策定の趣旨

超少子高齢型人口減少社会の進展等、社会情勢の急速な変化を背景に、地域社会が様々な困難に直面する中、松本市では、平成24年に「松本市地域づくり実行計画」を策定し、地域、行政、市民活動団体、大学、専門家、企業等の多様な主体（以下「多様な主体」という。）の協働による課題解決の仕組みづくりに着手しました。

その後策定した第2次計画（平成29年）では、地域包括ケアシステムの構築等の新たな課題への対応を念頭に、「組織体制の整備」から「具体的な課題解決の仕組みづくり」へと重点をシフトし、地域づくりの基盤構築を進めてきました。

第2次計画の策定から5年が経過した現在、地域を取り巻く状況は益々厳しさを増し、地域課題は増大、複雑化しています。大規模災害への備えや高齢者等の見守りなど、住民同士の支え合いが必要とされる一方で、コロナ禍により停滞した活動の再構築も求められます。

本計画は、これら時代の変化を踏まえながら、必要な施策の見直しを行うことで、これまで築き上げてきた「松本らしい」地域づくりの仕組みに磨きをかけ、一層強固なものとしていくために策定します。

II 計画の位置付け

本計画は、松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）に基づき策定するものです。

基本構想2030は、「三ガク都に象徴される松本らしさの『シンカ』（進化・深化）」を基本理念に、市民と行政とが共に行動していくことをまちづくりの方針に掲げ、それに基づく第11次基本計画は、計画全体の横串となる「政策の方向性」の一つに、「まちの主役になる『ひと・地域』のシンカ」を挙げています。

本計画は、各分野の個別計画を地域レベルで展開していくための土台づくりを担うものであり、関連計画との整合に留意しながら、多様な主体による協働体制の構築や地域力の向上を図るとともに、まちの「シンカ」に向けたひとや地域の新たなチャレンジを後押しする施策を推進します。

なお、個別の事務事業の内容については、向こう3か年を計画期間として毎年度見直ししながら策定する実施計画により別に提示します。

Ⅲ 計画の期間と進行管理

本計画の期間は、令和4年度から8年度までの5か年とします。

計画の進捗状況は、松本市地域づくり推進庁内調整会議等の庁内検討組織や、松本市地域づくり市民委員会等の市民組織によって定期的に確認し、成果と課題を検証しながら、必要に応じて見直しを行います。

地域づくりの主役は地域の住民であり、住民の主体的な取り組みがなければ前に進みません。市は、地域の的確な状況把握に努めるとともに、住民との協働を通じて地域づくりに向けた気運を醸成しながら、着実に計画を実行していきます。

<地域づくり実行計画の位置付け>



第2編 基本的な考え方

I 地域づくりとは

1 地域づくりとは何か

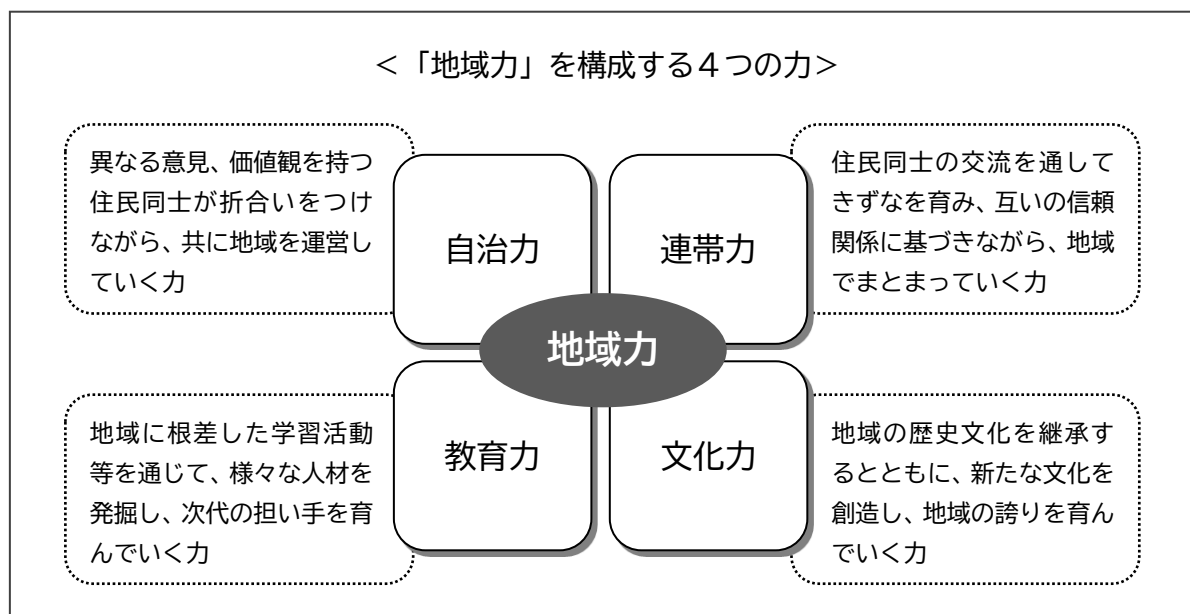
「地域づくり」とは、「安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域^{*1}社会を構築するため、市民が主体となって地域課題を解決していく活動や取組み」（「松本市地域づくりを推進する条例」第2条第1号）のことをいい、その取組みには、①地域力の向上を図る取組みと、②地域課題の解決を図る具体的な取組みの2つがあります。

これらは互いに無関係ではなく、地域力が十分に備わっていることで課題解決の取組みが進み、課題解決に取り組むことで地域力が育まれるといったように、「車の両輪」のような関係にあります。

(1) 地域力の向上を図る取組み

「地域力」とは、地域における様々な課題を住民主体の取組みによって解決していく力です。地域力は、住民相互の人間関係や信頼関係に基づいた、言わば地域の基礎体力であり、本計画においては、①自治力、②連帯力、③教育力、④文化力の4つを総合した力と捉えます。

松本市には、町会等を中心とした活発な自治活動や公民館、福祉ひろば活動の豊かな土壌があり、住民同士の交流や学習、地域福祉の取組み等を通して、各地域の地域力が養われてきた歴史があります。



*1 松本市の地域づくり政策でいう「地域」とは、生活・暮らしを起点とした住民主体の活動が展開される一定の範囲を指し、具体的には住民の日常生活圏域である地区や町会、隣近所等の身近なエリア及びそのコミュニティをイメージしています。

(2) 地域課題の解決に向けた取組み

地域課題の解決に向けた取組みとは、身近な地域で起こる様々な問題や困りごとを地域全体の課題として共有化し、その解決に向けた具体的な取組みを実践していくことです。

ここでいう課題には、地域住民から提起されるものだけでなく、公共施設の集約化などのように、行政の施策として地域に提起されるものも含まれます。また、地域の交通対策や避難行動要支援者の見守りといった課題は、地域から提起される場合と行政から提起される場合の両方のケースが考えられます。

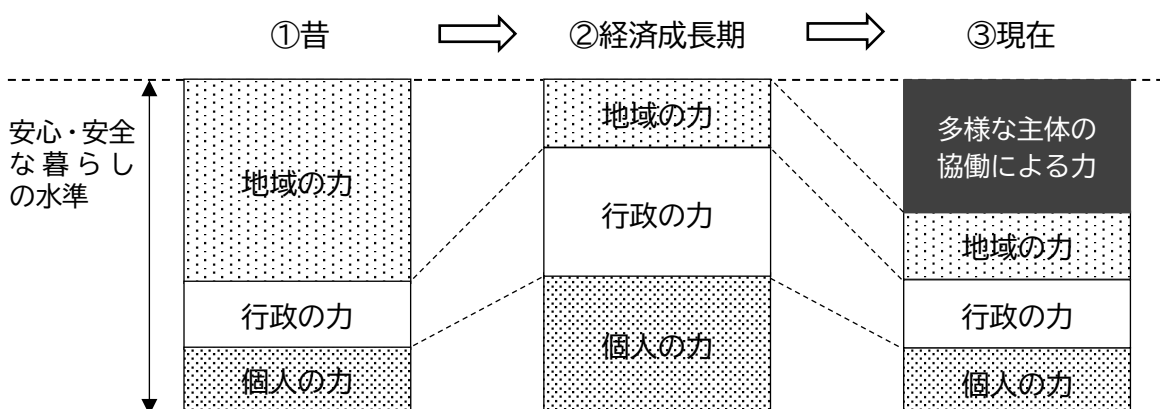
いずれの場合にも、地域と行政とが目的をしっかりと共有し、協議や学習を重ねることで、広く住民の理解を求めていくことが重要です。特に、行政側から地域に課題を提起していく際は、地域づくりセンターを調整役に、施策担当課や地区の関係機関等が連携を図り、役割を整理しながら進めていく必要があります。

2 なぜ今“地域づくり”が求められるのか

少子高齢化の進展や人口減少、生活様式の多様化、個人の価値観の変容等を背景に、地域運営をめぐる状況は厳しさを増し、役員の負担増や担い手不足、地域活動への関心低下といった問題に多くの地域が悩まされています。

こうした状況の中、これまでのように地域の力だけで課題を解決し、安心・安全な暮らしを維持していくことは、極めて難しくなっています。また、複雑化、多様化し

< “地域づくり” が求められる社会的背景 >



①昔：お互い様の精神に基づいた「地域之力」によって、安心・安全な暮らしの水準を維持

②経済成長期：「個人之力」「行政之力」が増大し「地域之力」の占める割合が縮小

③現在：少子高齢化、人口減少等により「個人之力」「行政之力」が減退

→安心・安全な暮らしを支える新たな力（多様な主体の協働による力）が必要に

続ける地域の課題全てに、行政だけで対応していくことも不可能であり、地域を核に多様な主体の力を結集し、それぞれの強みを生かしながら課題解決に取り組んでいく新たな仕組みが必要とされてきました。

松本市はこれまで、緩やかな協議体や地域づくりセンターの設置を始めとする協働の仕組みづくりを進めてきましたが、急速な時代の変化に対応するため、更なる取組みや体制の強化が求められています。

3 地域づくりの基本理念

松本市では、次に掲げる３つを基本理念に地域づくりを推進します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① お互い様の精神を基本としながら、市民による地域課題の共有と、地域づくりへの主体的な参加を図り、もって公共の福祉を増進すること。② 日常生活圏である地区を単位として、既存の自治の仕組みを生かし、町会と市との協働を基本としながら進めること。③ 市民活動団体、大学等との連携を図りながら、各地区の課題解決に取り組むこと。
(「松本市地域づくりを推進する条例」第3条) |
|--|

Ⅱ 松本らしい地域づくりの推進

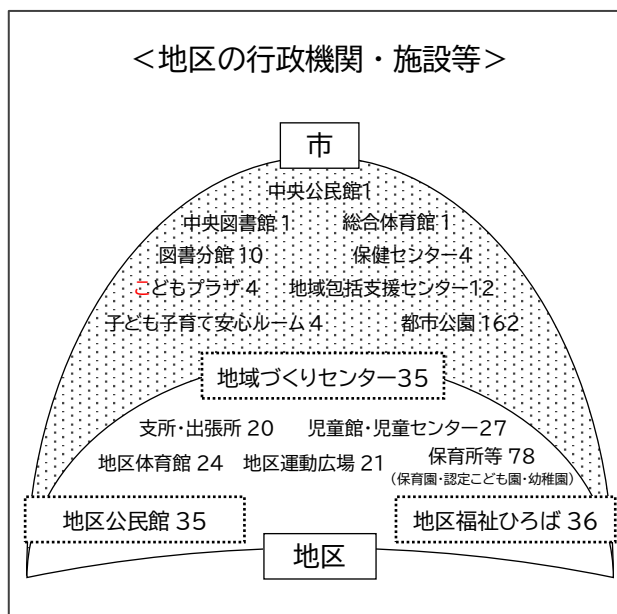
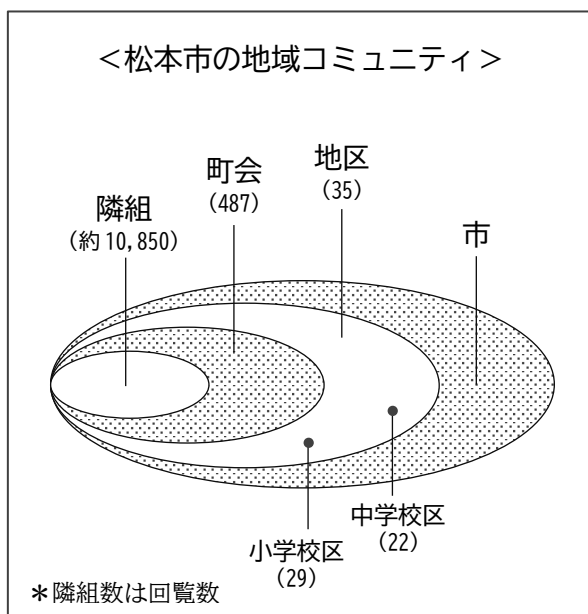
1 松本らしい地域づくりとは

地区を単位とした既存の自治の仕組みや公民館、福祉ひろば活動の理念や蓄積など、松本市の特長を生かしながら進めていくのが「松本らしい」地域づくりです。

(1) 身近な「地区」を単位とした地域づくり

松本市における「地区」は、単なる行政上の区割りにとどまらず、固有の歴史文化や自治の風土、生活上の課題意識等を共有する地域の基本単位であり、更に身近な町会等を基盤とした独自の自治の仕組みを形作っています。

市は、こうした地区ごとの自治（地区自治）を尊重し、地域づくりセンターや公民館、福祉ひろばといった拠点機関を身近な地区単位に整備するとともに、地区を担当する職員（以下「地区担当職員」という。）を多数配置し、住民、職員が地域の現場で共に考え、地域課題と向き合っていく姿を大切にしてきました。



(2) 公民館、福祉ひろばの理念や蓄積を生かした地域づくり

身近な地域に根差した松本市の公民館は、人権、子育て、健康、福祉、環境など幅広いテーマを取り上げながら、住民主体の学習実践活動を展開してきました。

また、市が設置する地区公民館だけでなく、ほぼ全ての町会に組織された町内公民館は、住民にとって最も身近な活動の場として、町会内のきずなづくりや自治の基盤形成に役立てられています。

更に、こうした公民館活動を下地としながら、住民自治による福祉文化の創造を目指し、松本市独自に構想、設置された地区福祉ひろばの活動もまた、他市には見られない大きな特色となっています。

生活・暮らしの原点である地域への疑問、関心、問題意識等に基づきながら、住民同士が学び合い、主体的な活動へと結び付けていく公民館や福祉ひろばの手法は、松本の地域づくりの基礎であり、長い歴史の中で培われてきたその理念や蓄積（活動の知恵、ノウハウ、ネットワーク、人材育成の仕組み等）は、現在の地域づくり施策にも生かされています。

【松本市公民館の理念】

- ① 身近な地域で
- ② 住民主体、行政は支援にこだわり
- ③ 幅広い地域課題を
- ④ 住民と職員の協同により
- ⑤ 地域づくりに向けた学習と実践

【松本市の生涯学習に関する理念】

- ① 学習する権利
（だれもが自由に学べること）
- ② 学習を支援される権利
（だれもがそれぞれの学習について支援を受けられること）
- ③ 学習情報の提供を受ける権利
（だれもが学習についての情報をたやすく得られること）
- ④ 学習成果を社会に還元する権利
（だれもが学習の成果を社会に還元できること）

【福祉ひろばの理念】

- ① 私たちの「福祉」の拠点
地域にふさわしい自分たちで創る福祉、市民が主人公
- ② 「福祉」を軸に地域が変わる
公助・共助・自助がバランスよく回転し、前進していく拠点
- ③ いきいき人生の健康づくり
心豊かに暮らしていくための健康づくりをする拠点
- ④ 福祉ひろばは学びのひろば
福祉づくりについて学ぶ生涯学習の拠点
- ⑤ 松本に「福祉文化」を創造する
福祉を中心とした地域づくりの推進

2 地域づくりを進める上で重視する点

松本市では、「松本らしさ」の一層の深化を念頭に、次に掲げる点を重視しながら地域づくりを進めます。

【重視する点】

- ① お互い様の精神で、住民の主体的な参加により進める。
- ② 35地区それぞれの特色を生かしながら進める。
- ③ 町会と市とが対等な関係を維持し、町会を核としながら進める。
- ④ 公民館・福祉ひろば等の学びを基盤としながら進める。
- ⑤ 多様な主体の協働により進める。
- ⑥ 地域のペースに合わせて進める。

(1) お互い様の精神で、住民の主体的な参加により進める。

他人から強制されて「やらされる」のではなく、「困ったときはお互い様」の精神で、地域の困りごとを「自分ごと」と捉えながら、住民自らの意思で行動していく自主性、主体性を大切にします。

(2) 35地区それぞれの特色を生かしながら進める。

住民の日常生活圏であり、独自の歴史文化や自治の仕組みを共有する「地区」は、松本市の地域づくりにおける基本単位です。各地区の特徴や魅力、地域資源等を生かしながら、35地区の特色ある地域づくりを進めます。

(3) 町会と市とが対等な関係を維持し、町会を核としながら進める。

町会は、住民にとって地区以上に身近な存在であり、地域の意思を代表する組織です。市は、町会の活動を積極的に支援するとともに、町会を市政運営の重要なパートナーと位置付け、協働による地域づくりを進めます。

(4) 公民館・福祉ひろば等の学びを基盤としながら進める。

地域の課題や困りごとについて、聴く、調べる、考える、話し合う、合意する、実践するといった「学び」の営みは、地域の自治力を高めます。

住民の自由な学習活動を保障するとともに、その機会を提供していくことで、学びを基盤とした地域づくりを進めます。

(5) 多様な主体の協働により進める。

地域の団体、行政、大学、企業、専門家等、多様な主体が目的を共有し、それぞれの特性を生かしながら取り組んでいく「協働」を重視します。

そのための仕組みづくりでは、合理化、効率化の観点から単純な組織統合を進めるのではなく、各団体・機関等が主体性を保ちながら、各々の強みや専門性を最大限に発揮できる体制を目指します。

(6) 地域のペースに合わせて進める。

住民主体の地域づくりを進めるためには、住民自身がその必要性を十分に理解し、納得した上で取り組んでいくことが重要です。

結論や成果を性急に求めることなく、学習や協議を着実に積み重ねながら、それぞれの地域のペースに合わせて進めます。

Ⅲ 地域づくりを推進する体制

1 松本市が目指す地域の姿

「松本らしさ」を大切にしながら、様々な地域課題の解決に取り組み、安心・安全な暮らしを実現していくために、次のような地域を「目指す姿」とします。

- ① 住民が折合いをつけながら暮らしていける「自治の仕組み」がある地域
- ② 住民が集い、生きがいを感じることができる「場」がある地域
- ③ お互いを尊重し、学び合い、支え合う「人間関係」がある地域
- ④ 誰かが困っている時、何か行動しようとする時に「支援」がある地域
- ⑤ 地域課題の解決を図る多様な主体による「協働の仕組み」がある地域

2 目指す姿の実現に向けた地域及び行政運営の在り方

目指す姿の実現に向けて、次のような地域及び行政運営の在り方を念頭に、それぞれの仕組みづくりを進めます。

(1) 地域運営の在り方

ア 民主的なプロセスによる合意形成

- ・ 地域としての意思決定を、一部の役員だけによる協議や単純な多数決に委ねるのではなく、学習や話し合いを重ねながら民主的に合意形成を図る仕組みがある。
- ・ 地域に暮らす誰もが話し合いに参加でき、自由に意見を述べることができる。
- ・ 地域の課題や地域運営に関する情報を誰もが容易に得ることができる。
- ・ 広く住民の声を吸い上げながら、地域の意思決定に反映していく仕組みがある。

イ 多様な主体による協働

- ・ 地域課題の解決に向けて、地区内の団体、関係機関等が連携し、関係者が一体となって取り組む体制がある。
- ・ 専門的な知識やノウハウを持った市民活動団体、大学、専門機関等の力を積極的に取り込んでいく土壌やネットワークがある。
- ・ 上記のような多様な主体が目的意識を共有し、協働による取組みを円滑に進めていく仕組みがある。

ウ 幅広い住民の参加機会

- ・ 年齢や性別、肩書等にとらわれず、幅広い住民が交流することで、互いに理解を深め合う場や機会がある。

- ・ 住民一人ひとりが地域の一員であることを実感しながら、いきいきと活躍できる場や機会がある。

(2) 行政運営の在り方

ア 地域の相談窓口

- ・ 身近な地域の中に、困りごとを何でも相談でき、担当部署や関係機関につながる窓口がある。

イ 地域の情報集約・整理・提示

- ・ 地域の様々な情報が集まり、それらを集約・整理するとともに、必要に応じて住民に提示していく機能がある。
- ・ 集約された地域の課題や困りごとを地域の役員等と共有していく場がある。

ウ 住民自治の尊重と支援

- ・ 住民自治を尊重しながら、地域の団体等をサポートしていく機能がある。
- ・ 適切な助言、提言、団体間の調整など、地域課題の解決に向けた学習や協議、実践等を効果的に支援していく機能がある。

エ 地区支援機関、本庁関係課の連携

- ・ 地域づくりセンター等の地区を支援する行政機関等（以下「地区支援機関」という。）が連携し、地域の取組みをチームで支えていく体制がある。
- ・ 地区支援機関と本庁の施策担当課等が連携し、地区に対する支援策を部局横断で検討し、実行していく仕組みがある。

オ 交流や学習機会の提供

- ・ 交流や学習の機会を提供することで、住民同士の「顔の見える関係」を育て、地域のきずなを醸成していく機能がある。
- ・ 学びの営みを通して、地域の様々な団体・個人をネットワーク化し、コーディネートしていく機能がある。
- ・ 地域課題に関する学習や課題解決に向けた実践を展開していく機能がある。

3 実現に向けた推進体制

地区の団体や地区支援機関、本庁の関係課等、それぞれの横の連携を図りながら、一体となって地域づくりに取り組んでいくために、次のような推進体制で臨みます。

(1) 地域の体制

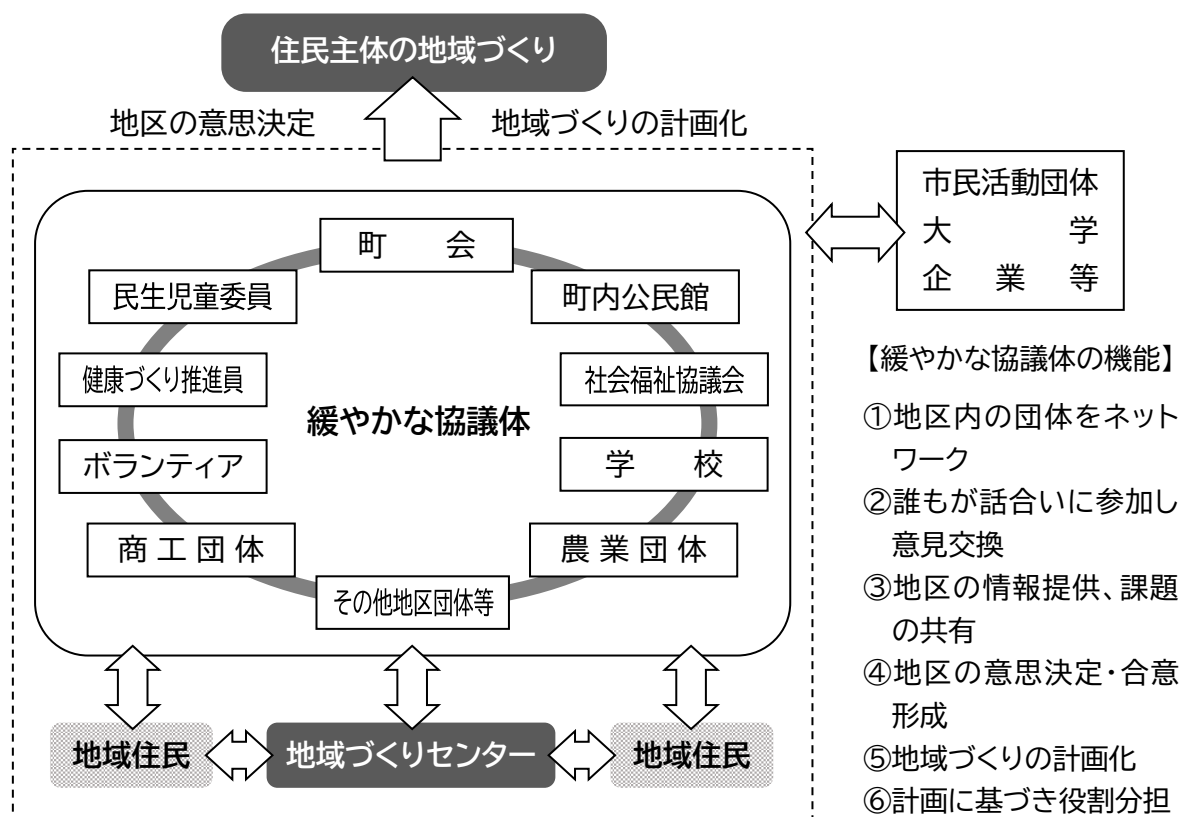
ア 緩やかな協議体

緩やかな協議体は、地区内の多様な団体、機関等がつながり、地域課題の共有やその解決に向けた取組みを進めていくネットワーク型の組織です。現在までに、32地区が

緩やかな協議体又はそれに準じた組織を設置し、未設置地区についても、既存組織の統合・整理を進めるなど、それぞれの地区にふさわしい形で体制が整備されています。

緩やかな協議体は、地域の実状に応じて柔軟に設置されるため、組織名称や運営形態は地区によって様々ですが、共通して期待される機能には、①地区の既存の団体をつなぐネットワーク機能、②誰もが話し合いに参加し意見交換する機能、③地区の情報を提供し課題を共有する機能、④地区の意思決定・合意形成の機能、⑤地域づくりの計画化機能、⑥計画に基づき役割分担する機能などが挙げられます。

<緩やかな協議体のイメージ>



(2) 行政の体制

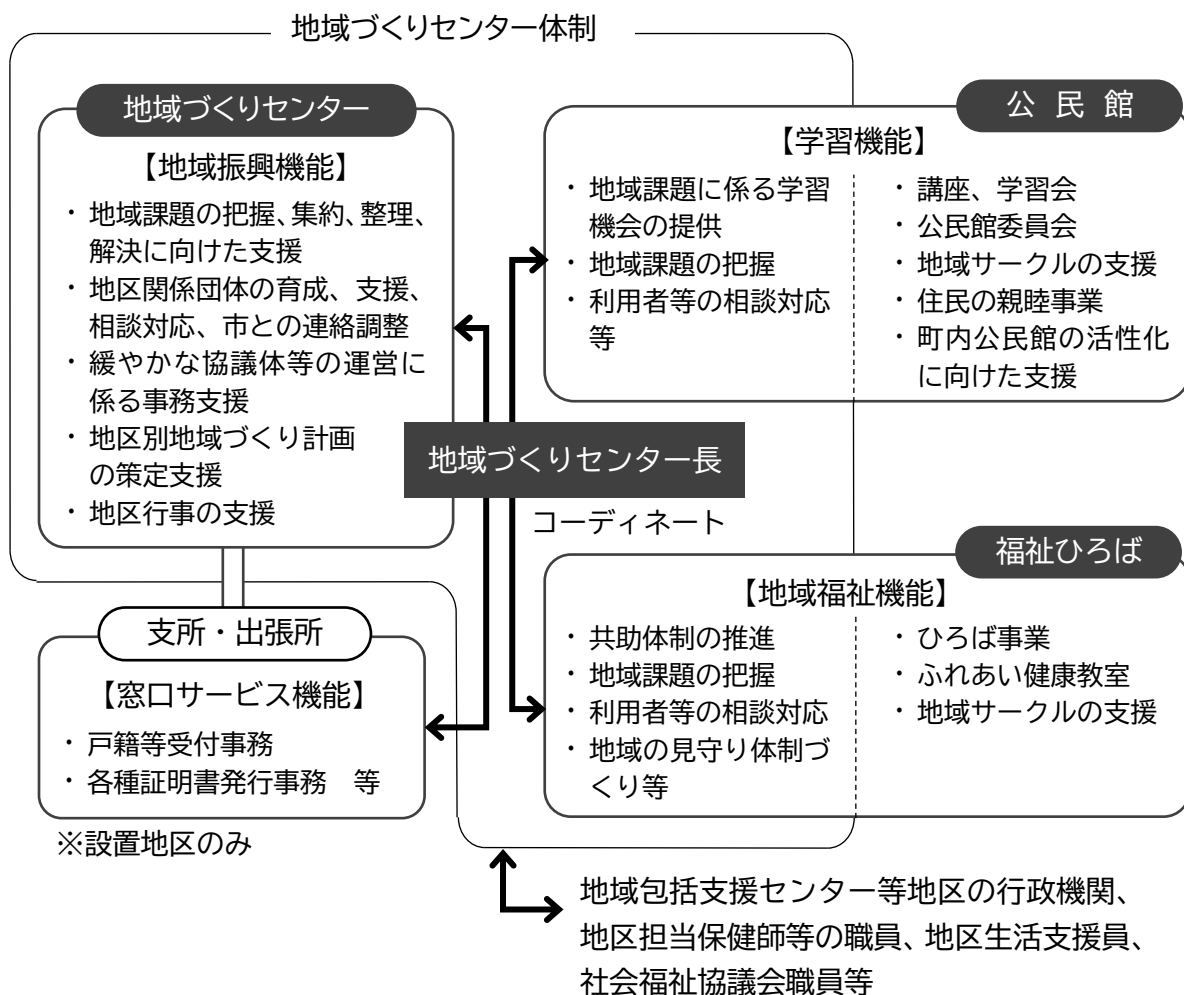
ア 地域づくりセンター体制

松本市では、地区の最前線で住民主体の活動を支える仕組みとして、平成26年度から全35地区に地域づくりセンターを設置し、同じく地区単位に設置された地区公民館、地区福祉ひろばとともに「地域づくりセンター体制」を形作っています。

地域づくりセンター体制は、地域づくりセンター長をコーディネート役に、センター、公民館、福祉ひろばの三者が連携し、それぞれの機能（地域振興機能、学習機能、地域福祉機能）を発揮することで、地域の取組みを一体的に支援していく体制です。

なお、地区公民館は、教育委員会に属する独立した教育機関に位置付けられますが、センター体制を構成する一機関として一体となった動きを可能にするため、公民館職員は地域づくりセンター職員を併任しています。

<地域づくりセンター体制>



イ 地区支援企画会議

地区支援企画会議は、地域づくりセンター、地区公民館、福祉ひろば職員のほか、地区担当保健師やケースワーカー、地区生活支援員、地域包括支援センター、社会福祉協議会の職員等で構成する定例会議です。

地域づくりセンター長の招集で月1回程度開催し、情報や課題の共有を図るほか、同じゴールを目指すプロジェクトチームとして、地区に対する支援策の検討や具体的な取り組みの提案等を担います。

ウ 本庁地区支援チーム

本庁地区支援チームは、各地域づくりセンターの要請等により、本庁関係課によって組織する部局横断型の非常設組織です。

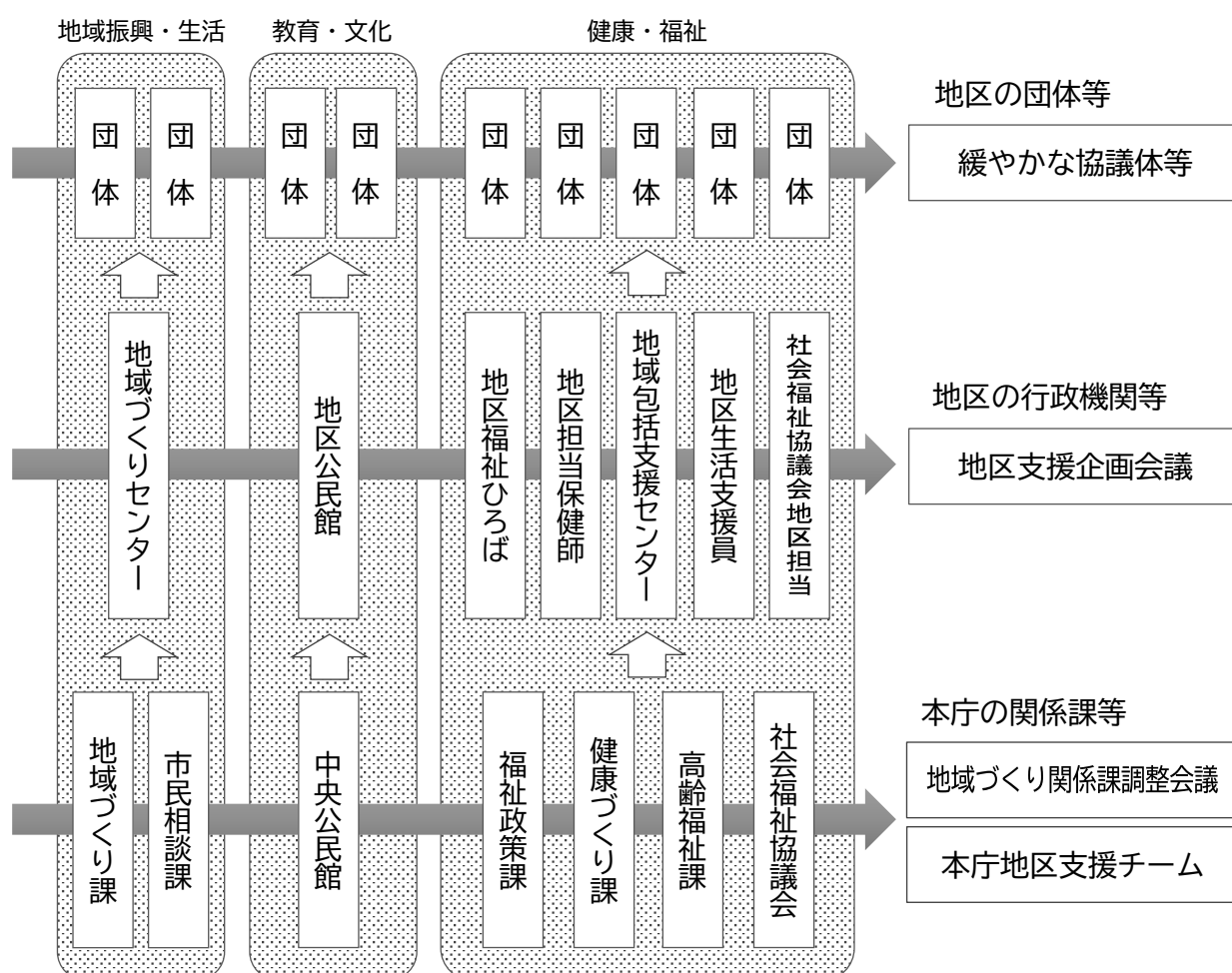
地区で重点的に取り組む地域課題や緊急の対応を要する問題に対して、各課が専門的な知識や情報、技術等を提供し、地域との協働による課題解決を図ります。

地域づくりセンターと本庁各課との調整については、地域づくり課がサポートします。

エ 地域づくり関係課調整会議

地域づくり関係課調整会議は、地域づくりセンター、地区公民館、福祉ひろばを所管する地域づくり課、中央公民館、福祉政策課のほか、健康づくり課、高齢福祉課、市民相談課等の関係課や社会福祉協議会の職員等で構成し、各地区への支援策の検討や地域づくりの推進全般に係る協議、調整等を行う定例会議です。

<地域づくりを推進する体制>



※「地区の団体－地区の行政機関－本庁の関係課」のタテの関係だけでなく、緩やかな協議体や地区支援企画会議、地域づくり関係課調整会議、本庁地区支援チームを横串とするヨコの連携を意識した体制となっています。

第3編 地域づくり施策の成果と課題

I 第2次地域づくり実行計画の成果と課題

第2次地域づくり実行計画（平成29年度～令和3年度）に基づき進めてきたこれまでの施策について、成果や課題、見直しの方向性等を以下に整理します。

1 基盤づくりの推進

(1) 5つの協働体制の構築

施策の項目	主な取組内容、成果	課題、今後の方向性
ア 地域の協働体制	・ 緩やかな協議体未設置の4地区で設置の必要性を検討、うち2地区で既存組織を統合・整理 ・ 設置地区のうち26地区で取組を検証し、目指す姿を再確認する場を設定	・ 目指す姿（誰もが参加できる話し合い、多様な主体の参画等）の再確認と具現化に向けた取組み ・ 設置の有無だけでなく、実質的な機能面の評価とそれに基づく運営の見直し
イ 地区支援機関の協働体制	・ 地区支援企画会議の招集等、地域づくりセンターの業務を明確化 ・ 地区支援企画会議を全地区で定例化し、地区担当職員の関係強化を促進	・ より一体的な取組みに向けた職員間の意識共有やチームとしての目標設定
ウ 本庁各課等の協働体制	・ 交通対策、公共施設の集約化等の課題について、7地区で部局横断による取組み ・ 本庁地区支援チームにおける、センター、地域づくり課、施策担当課の役割を整理 ・ 地域づくり関係課調整会議を定例化	・ 本庁地区支援チームのこれまでの取組みの整理、検証 ・ 地域づくり関係課調整会議のより機能的な運営方法の検討
エ 市民活動団体や大学等との協働体制の構築	・ 市民活動団体等の情報を集約し、ホームページ等で公開 ・ 市民活動に関する地域づくりセンター長研修を実施 ・ 地域づくり研究連絡会を通じた新たなワークショップ手法の共同研究、研究集会の開催等、大学との協働による取組みを推進	・ 集約した情報の有効活用や地域とのマッチング ・ 市民活動サポートセンターのつなぐ機能の強化 ・ 地域づくり研究連絡会の研究内容や成果を、各地域に還元する取組みや仕組みづくり

施策の項目	主な取組内容、成果	課題、今後の方向性
オ 総合的な協働体制	・ 実行計画の推進に向けた調整等、地域づくり課の総合調整機能を充実 ・ 地域づくりに係る効果的な組織体制を検討し、必要な人員要求	・ 地域づくり課から地区への情報提供機能の強化 ・ 地域づくりセンターの機能強化に向けた新たな組織体制等の検討

(2) 職員人材の育成

施策の項目	主な取組内容、成果	課題、今後の方向性等
ア 基本的能力の向上	・ 採用1年目、3年目職員研修で協働をテーマにした研修を実施 ・ 研修等で職員の地域活動への積極的な参加を呼び掛け	・ 協働への意識付けを図る研修内容の更なる充実 ・ 職員の地域参加に向けた継続的な働き掛け
イ 実践技術の習得	・ コミュニケーション能力、コーディネート、ファシリテート技術の習得に関する研修を実施 ・ 地域づくり関係課合同による新任地区担当職員研修を実施	・ スキル面の向上だけでなく、公民館、福祉ひろば等の基本的な理念を学ぶ研修の充実 ・ 地域づくり関係職員の共通認識を形成する研修の充実
ウ 育成体制の整備	・ 大学等との協働による人材育成プログラムの検討 ・ 職員の能力を生かせる環境整備の一環として、定期的な資格調査を実施	・ プログラムの検討から具体的な実施への移行 ・ 職員人材のリスト化だけでなく、実際に地域で活躍できる仕組みの検討

2 地域力の向上を図る取組みの推進

(1) 自治力の強化

施策の項目	主な取組内容、成果	課題、今後の方向性等
ア 地区に関する取組み	・ 意識啓発の機会として、地域づくり市民活動研究集会を開催 ・ 全国に向けた公民館、福祉ひろばのPR（動画配信、雑誌掲載等）を促進 ・ 地域課題や情報の共有、話合いの場づくりを全地区で実施 ・ 町会の負担軽減のため、市からの依頼事項の削減	・ 多様なつながりを意識した研究集会の実施方法等の見直し ・ より幅広い住民が参加できる話合いの場づくりの促進 ・ 町会負担の軽減に向けた市の依頼事項の削減等、全庁的な取組みの継続

施策の項目	主な取組内容、成果	課題、今後の方向性等
	・ 全地区で地区団体の運営経過、決定事項等の記録、保存を支援 ・ 25地区で類似団体の統合、整理を検討	・ 地区の団体等の自律的、効率的な運営に向けた組織整理や支援策の検討
イ 町会に関する取組み	・ 役員の選出方法等、8地区で町会運営の見直しに関する支援 ・ 町会活動や市民活動に関する保証制度の検討 ・ 町会活動に対する交付金交付	・ 町会運営の改善に向けた現場支援のほか、参考となる事例収集等の全市的な取組み ・ 単位町会の課題解決の取組みに対する財政支援の検討

(2) 連帯力の強化

施策の項目	主な取組内容、成果	課題、今後の方向性等
ア 地区に関する取組み	・ 公民館、福祉ひろばで、住民が自由に集い交流する場づくりを促進 ・ 互助会、サロン支援等、支え合いの地域づくりに向けた取組みを各地区で推進	・ 公民館、福祉ひろばの「まなぶ、むすぶ」機能を生かした取組みの促進 ・ 地域包括支援センター、地区生活支援員等との連携による、地域の支え合いの推進
イ 町会に関する取組み	・ 町会連合会等と連携し、町会加入促進PRを展開 ・ 町内公民館活動の活性化に向けた助言等の支援を各地区で実施	・ 町会加入促進に向けた研究及び取組み全般の強化 ・ 町内公民館活動の活性化支援の継続

(3) 教育力の強化

施策の項目	主な取組内容、成果	課題、今後の方向性等
ア 地区に関する取組み	・ 世代間交流、外国人住民との交流等、異なる立場の住民が交流する機会づくり ・ コミュニティスクール、子ども会育成会事業等を通じて、子ども、若者の主体形成を促す取組みを推進	・ 多様性を意識した交流機会の更なる充実 ・ 小、中学生に限定されない、若い世代全般の地域参加の促進 ・ 子どもたちの主体的な学びを地域で支援する取組みの推進
イ 町会に関する取組み	・ 福祉ひろば事業等を通じて、役員以外の住民が活躍する機会づくり	・ より幅広い層の住民参加を意識した参加機会の拡大

(4) 文化力の強化

施策の項目	主な取組内容、成果	課題、今後の方向性等
ア 地区に関する取組み	・ 地区内の史料収集や歴史講座の開催、史跡マップの作成等、歴史文化の掘起こしや保存に関する活動を促進	・ 保存の取組みとともに、子どもたちの探究学習等、新たな活用機会の検討
イ 町会に関する取組み	・ ぼんぼん、青山様、三九郎など、町会単位で行われている伝統行事等の継承を支援	・ 学習、記録、資料提供等、継承に向けた支援の継続

3 地域課題の解決に向けた取組みの推進

(1) 地域が提起する課題への取組みの推進

施策の項目	主な取組内容、成果	課題、今後の方向性等
ア 課題の把握、共有の促進	・ 地区の現況データをまとめた「地区診断書」を全地区で作成 ・ 意見箱の設置等、地区の問題把握の拠点機能を充実	・ 地区診断書の住民への提示、活用の促進 ・ 地区診断書データの補強、庁内での共有化
イ 課題設定の支援	・ 地域づくり協議会等の各部会、地域ケア会議等、地区の課題設定の場を支援	・ 健康、福祉分野に偏らない、より幅広い課題を検討する場づくり

(2) 行政が提起する課題への取組みの推進

施策の項目	主な取組内容、成果	課題、今後の方向性等
ア 施策展開を調整する庁内体制の整備	・ 地域づくり関係課調整会議を設置し、地域への施策展開を調整	・ 地域づくり関係課調整会議の調整機能の充実
イ 施策展開のための調整の場づくり	・ 公共施設再配置、避難行動要支援者名簿の活用等、地区との協議が必要な案件について調整	・ 行政の施策展開に当たっては、今後も地域と十分に協議

(3) 地域課題の解決に向けた実践等の推進

施策の項目	主な取組内容、成果	課題、今後の方向性等
ア 学習・話合いの推進	・ 全35地区で地域課題の学習機会を設定	・ 課題の提起にとどまらない、具体的な解決策の検討
イ 計画づくりや実践への支援	・ 5地区で地区別地域福祉計画から地域づくり計画に移行	・ 地域づくりの計画化を検討する機会づくりと必要に応じた策定支援

Ⅱ 第2次計画までの総括

【体制整備から機能強化へ】

市はこれまで、35地区への地域づくりセンター設置を皮切りに、緩やかな協議体の組織化や地区支援企画会議の定例化など、地域や行政等による協働の仕組みづくりを進めてきました。これらの取組みにより、各地区の地域づくりを推進する体制整備は大きく前進し、地区内の団体や職員間の連携は以前よりも格段に進歩しています。

その一方で、地縁組織以外との協働や多様な住民参加といった面では、未だ取組みが不十分な点もあり、当初掲げられた「目指す姿」の実現には、更なる努力と工夫が求められます。今後は、これまで築き上げてきた地域づくりの仕組みを基本としながら、それらを実質的に機能させていくことを念頭に、第2次計画までの「体制整備」から「機能強化」へとシフトしていく必要があります。

【多様な主体、幅広い住民の参加】

地域運営の現状については、高齢者中心、地縁中心、役員中心といった偏りが指摘され、各地区の取組状況に関する調査でも、若者や役員以外の住民への働き掛け、NPO・市民活動団体等との連携といった点に課題が見られました。

地域に暮らす住民一人ひとりに参画の場が保障されると同時に、多様な主体や幅広い住民が生き生きと活躍する地域社会を実現するため、新たな参加機会の創出や情報発信の強化など具体的な施策が求められます。

【よりきめ細かな住民自治支援】

これまでの地域に対する市の支援は、地区単位を前提とした「地区支援」を軸に進められ、地域づくりセンターを中心とした取組みには一定の成果が見られました。その一方で、個々の単位町会に対する支援は限定的であり、運営面での助言・提言、情報提供といったサポートは、以前からそれほど進んでいない現状も明らかになっています。

近年、町会運営を取り巻く状況は厳しく、役員の担い手不足や町会加入率の低下等の問題を抱えるだけでなく、世帯数の減少などにより活動の継続そのものが難しくなっている町会もあります。

防災や高齢者の見守りなどといった今日的な課題の解決には、身近なコミュニティの助け合いが不可欠であり、その基盤を維持していくためにも、これまで以上にきめ細かな住民自治支援が必要とされています。

第4編 松本市の地域づくりの基本施策

I 地域づくりの基本方針

目指す地域の姿の実現に向けて、①地域づくりの基盤強化、②地域力の向上を図る取り組みの推進、③地域課題の解決に向けた取り組みの推進を計画の基本方針に位置付け、施策展開における3つの柱とします。

1 地域づくりの基盤強化

35地区の地域づくりセンターの機能を強化することで、地域に対する支援力の更なる向上を図るとともに、①地域、②地区支援機関、③本庁各課等、④市民活動団体や大学等の4つの協働体制に、⑤総合的な協働体制を加えた「5つの協働体制」の充実を目指します。

また、地域づくりを支えていく人材育成を念頭に、学習機会の提供や職員研修の充実に取り組みます。

2 地域力の向上を図る取り組みの推進

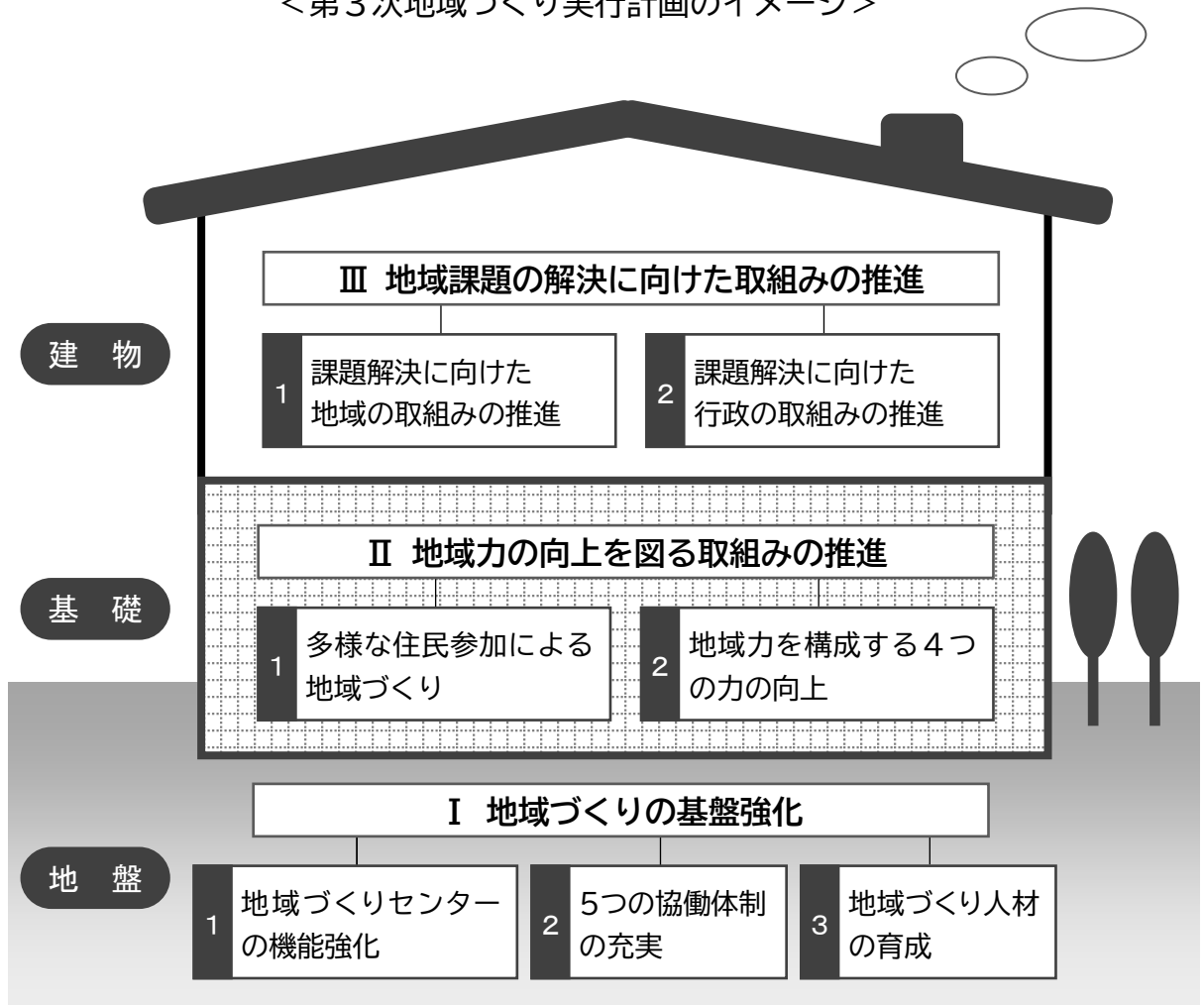
地域の潜在的な力を引き出すことで、地域力の底上げを図るため、誰もが参加できる開かれた地域運営や住民参加の裾野を広げる取り組みを促進します。

また、地域力を構成する4つの力（①自治力、②連帯力、③教育力、④文化力）の向上を図る地域の取り組みを支援します。

3 地域課題の解決に向けた取り組みの推進

地域の課題把握や共有、地域づくりの計画化等、課題解決に向けた地域の取り組みを促進、支援するとともに、行政が地域で施策を展開する際の調整の場づくりなど、行政の取り組みを推進します。

<第3次地域づくり実行計画のイメージ>



※ 地域づくり施策全体を家に見立てると、地区支援や協働体制、人材育成の仕組みは「地盤」、活動の原動力となる地域力は「基礎」、具体的な課題解決に向けた取組みは「建物」と考えることができ、これら3つをバランスよく強化していく必要があります。

Ⅱ 第3次計画における4つの重点項目

本計画では、第2次計画までの課題や今後の展望等を踏まえながら、次の4つを重点項目に設定し、施策の強化を図ります。

1 若い世代が主人公になれる地域へ

これからの地域社会を持続可能なものにしていくためには、次代を担う若い世代の活躍が不可欠です。

未来の担い手であり主権者である子どもたちの主体性を育むとともに、若者や働き盛り世代など、これまで地域との関わりが希薄とされてきた層への働き掛けを強化することで、若い世代が主人公になれる地域を目指します。

2 多様な意見や価値観を受け入れる開かれた地域へ

誰もが住みやすさを実感できる地域を築くためには、一人ひとりの違いを認め合い、異なる意見や価値観を積極的に受け入れていくことが必要です。

誰もが参加できる話合いの場づくりや地域運営に関する積極的な情報発信等を促進し、多様性のある「開かれた地域」を目指します。

3 地縁組織だけでなく様々な担い手が参画する地域へ

地域の潜在的な力を引き出すためには、多様な組織の力や人材を最大限に生かしていく必要があります。

地区や町会等の役職にとらわれず、あらゆる立場の住民が知識や特技を生かしながら活躍できる機会を用意するほか、NPO・市民活動団体や有志グループ等、地縁によらない目的型組織との連携を促進することで、様々な担い手が参画する地域を目指します。

4 より小さなコミュニティのきずなを育む地域へ

地域づくりを具体的に推進していくためには、町会や隣組等の身近なコミュニティにおける「顔の見える関係」を基本とした、住民同士の助け合い、支え合いの精神が欠かせません。

地区単位の活動をこれまでどおり継続することはもちろん、町会や隣組等の人のつながりを意識した取組みを強化することで、より小さなコミュニティのきずなを育む地域を目指します。

Ⅲ 施策の体系

基本方針	基本施策	施策の項目	施策
Ⅰ 地域づくりの基盤強化	1 地域づくりセンターの機能強化	(1) 支援力の向上 ⑥	ア 地区の重点課題への取組みの推進 イ 地域活動、市民活動等に対する支援の充実 ①, ③
		(2) 地域づくりセンター体制の充実 ⑥	ア 人員体制の強化 イ 一体的な地区支援に向けたセンター体制の検討
	2 5つの協働体制の充実	(1) 地域の協働体制 ①	ア 緩やかな協議体等の充実に向けた支援 ②, ③ イ 地区の団体等が目標を共有する機会づくり
		(2) 地区支援機関の協働体制 ①	ア 地区支援機関等の役割分担の整理 イ 地区支援企画会議の充実
		(3) 本庁各課等の協働体制 ①	ア 本庁地区支援チームの強化 イ 地域づくり関係課調整会議の充実
		(4) 市民活動団体や大学等との協働体制 ③	ア 市民活動団体等の情報集約と活用 ③ イ 地域と市民活動団体等との協働の推進 ③ ウ 地域づくり研究連絡会による大学と行政との協働の推進 ①, ③
		(5) 総合的な協働体制 ③	ア 地域づくり課の総合調整機能等の充実 イ 効果的な地区支援体制の検討
	3 地域づくり人材の育成	(1) 地域づくりの担い手育成 ③	ア 地域づくりに関する学習機会の充実 ③ イ 大学等との協働による人材育成プログラムの開発 ③ ウ 地域づくり市民活動研究集会の開催 ③
		(2) 職員の人材育成 ①	ア 基本理念に対する理解の促進 イ 部局横断による包括的な地域づくり研修の実施 ウ 実践技術の習得
		(3) 職員の地域参加促進 ①	ア 職員の地域活動への積極的な参加の促進 イ 職員の専門的な知識・技能の活用への検討

* 図中の丸数字は、次の関連項目であることを示しています。

* 第1次基本計画「基本施策3-1 住民自治支援の強化」（施策の方向性）

①住民自治に向けた支援／②幅広い市民参画の促進／③多様な主体による協働の推進／④持続可能な住民自治組織に向けた取組みの推進／⑤お互い様の意識の醸成／⑥地域づくりセンターによる支援

* 第3次計画における4つの重点項目（→P28参照）

①若い世代が主人公になれる地域へ／②多様な意見や価値観を受け入れる開かれた地域へ／③地縁組織だけでなく様々な担い手が参画する地域へ／④より小さなコミュニティのきずなを育む地域へ

基本方針	基本施策	施策の項目	施策
Ⅱ 地域力の向上を図る取組みの推進	1 多様な住民参加による地域づくり	(1) 開かれた地域運営の促進 ②	ア 誰もが参加できる話合いの場づくり ②, ③ イ 地域運営に関する積極的な情報発信の促進 ② ウ 多様性を認め合う地域づくりの推進 ②
		(2) 幅広い住民の地域参加の促進 ②	ア 若者、働き盛り世代等の地域参加の促進 ① イ 役員以外の人材活用の促進 ③ ウ デジタル技術の活用等による新たな交流や学習機会の創出 ①, ③
	2 地域力を構成する4つの力の向上	(1) 自治力の向上 ④	ア 地区運営及び地域組織の自立化に向けた支援 イ 町会運営力の強化に向けた取組みへの支援 ②, ④ ウ 町会加入促進の取組みへの支援 ④ エ 大学等との協働による将来的な自治の在り方に関する研究 ④
		(2) 連帯力の向上 ⑤	ア 公民館、福祉ひろばの「つどう、まなぶ、むすぶ」機能の強化 ④ イ 支え合いの地域づくりに向けた啓発事業等の推進 ④ ウ 身近なコミュニティのきずなを育む取組みの推進 ④
		(3) 教育力の向上 ②	ア 地域の担い手の発掘・育成 ①, ③ イ 子どもたちの主体性を育む取組みの推進 ①
		(4) 文化力の向上 ④	ア 地域文化の向上を図る取組みへの支援 イ 町会単位の伝統行事等の継承に対する支援 ④
	1 課題解決に向けた地域の取組みの推進	(1) 課題の把握、共有の促進 ①	ア 地区データの提示等による課題共有の促進 イ 地域の情報集約機能の強化
		(2) 課題解決に向けた実践等の展開 ①	ア 目指す姿の実現に向けた計画策定等への支援 イ 地域課題の解決に向けた具体的な方策の検討 ウ 地域づくりに関する新制度等の研究
Ⅲ 地域課題の解決に向けた取組みの推進	2 課題解決に向けた行政の取組みの推進	(1) 施策展開のための調整の場づくり ①	ア 関係課及び地域、地区の行政機関等の調整の場づくり
		(2) 課題解決に向けた施策の展開 ①	ア 地域との協働による行政施策の展開

第5編 実行に向けた施策

I 地域づくりの基盤強化

1 地域づくりセンターの機能強化

35地区の住民自治や地域性を尊重しながら、地域のことは地域で決められる、地域主体の仕組みづくりを推進するとともに、地域の課題解決や活性化に向けた住民のチャレンジを一層後押しするため、地域づくりセンターの機能強化を図ります。

I-1-(1) 支援力の向上

→施策の方向性⑥ 地域づくりセンターによる支援*¹

【施策の方向性】

複雑化、多様化する地域の課題は、散発的な取組みでは解決できません。地域の現状を的確に把握し、優先的に取り組む課題を見定め、関係団体・機関等が適切な役割分担を行いながら、重点的に取り組んでいく必要があります。

こうした重点課題への取組みに対して、地域づくりセンターによる支援を強化するとともに、取組みの基盤となる個々の地域活動、市民活動等へのサポートを拡充します。

【主な施策】

施策	内容	関係課等* ²
ア 地区の重点課題への取組みの推進	・ 地区の重点課題を明確にするとともに、課題解決に向けた方策を検討し、地区の取組みを支援します。 ・ 地域づくりセンターは、課題解決に必要な調査・分析、学習材料の提供、話合いの場づくり、関係組織とのコーディネート、先進事例の紹介等の支援を行います。 ・ 地域づくりセンター強化モデル地区*³における重点課題への取組みを検証し、センター間で共有する機会を設定します。 ・ モデル地区の検証を進める中で効果を確認できた取組みについては、他地区に拡大していく方向で検討を進めます。	○地域づくりセンター ○地域づくり課
イ 地域活動、市民活動等に対する支援の充実 →重点項目①, ③* ⁴	・ 地区関係団体等への経常的な支援のほか、若者、有志グループ等の新たな活動の掘起こしに努め、団体育成や活動の継続・発展、ネットワーク化等を意識した伴走的支援を充実します。	○地域づくりセンター ○地区公民館 ○福祉ひろば ○地域づくり課

施 策	内 容	関係課等*2
	・ モデル地区で試行している地域自治支援交付金*5の検証を踏まえ、既存の交付金（地域づくり推進交付金、地域振興事業補助金等）の見直しも含めた、地域の活動に対する財政支援の在り方を検討します。	

*1 本市の第11次基本計画における基本施策3-1「住民自治支援の強化」に掲げる6つの「施策の方向性」との関連を表します。

【施策の方向性】	
① 住民自治に向けた支援	④ 持続可能な住民自治組織に向けた支援
② 幅広い市民参画の促進	⑤ お互い様の意識の醸成
③ 多様な主体による協働の推進	⑥ 地域づくりセンターによる支援

*2 関係課等の欄は、各施策に関係する地区支援機関、関係課等を記載し、主たる担当課等を○印で示します。※以下全ての施策表に適用

*3 令和3年度から、庄内、島内、芳川、四賀の4地区を地域づくりセンター強化のモデルに設定し、重点課題への取り組みや新たな交付金制度、人員体制の強化について検証を進めています。

*4 センター強化モデル地区で試行中の交付金制度。地区に対する従前の交付金等を一括化することで、地区の実状に応じた弾力的な交付金運用を図るほか、事業提案制度により市民活動団体や有志グループ等の新たな活動の掘起こしを促進するものです。

*5 本計画における4つの重点項目（P28参照）の関連施策であることを示します。

【4つの重点項目】	
① 若い世代が主人公になれる地域へ	
② 多様な意見や価値観を受け入れる開かれた地域へ	
③ 地縁組織だけでなく様々な担い手が参画する地域へ	
④ より小さなコミュニティのきずなを育む地域へ	

I-1-(2) 地域づくりセンター体制の充実

→施策の方向性⑥ 地域づくりセンターによる支援

【施策の方向性】

地区の重点課題への取り組みや地域活動等への支援を拡充していくために、地域づくりセンターを核としたセンター体制の更なる充実が求められます。

そのために、地域づくりセンターの人員配置を見直すほか、センター、公民館、福祉ひろばの三者が、それぞれの機能や専門性を生かしながら、かつ一体的に地区を支援するための組織のあり方を検討し、体制を整備します。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 人員体制の強化	- モデル地区における人員強化の取組み（センター長補佐の配置、地区担当保健師の駐在化）について検証を行います。 - 検証結果を踏まえながら、地域づくりセンター強化に求められる人員体制を検討し、必要に応じた人員配置を進めます。	○地域づくりセンター ○地域づくり課 ○健康づくり課 ・総合戦略室 ・行政管理課
イ 一体的な地区支援に向けたセンター体制の検討	地域づくりセンター体制による、より一体的な地区支援を実現するため、センター、公民館、福祉ひろば、地区生活支援員等の機能や在り方、組織体制等に関する検討を継続し、必要に応じた体制整備を進めます。	○地域づくりセンター ○地域づくり課 ○中央公民館 ○福祉政策課 ○高齢福祉課

2 5つの協働体制の充実

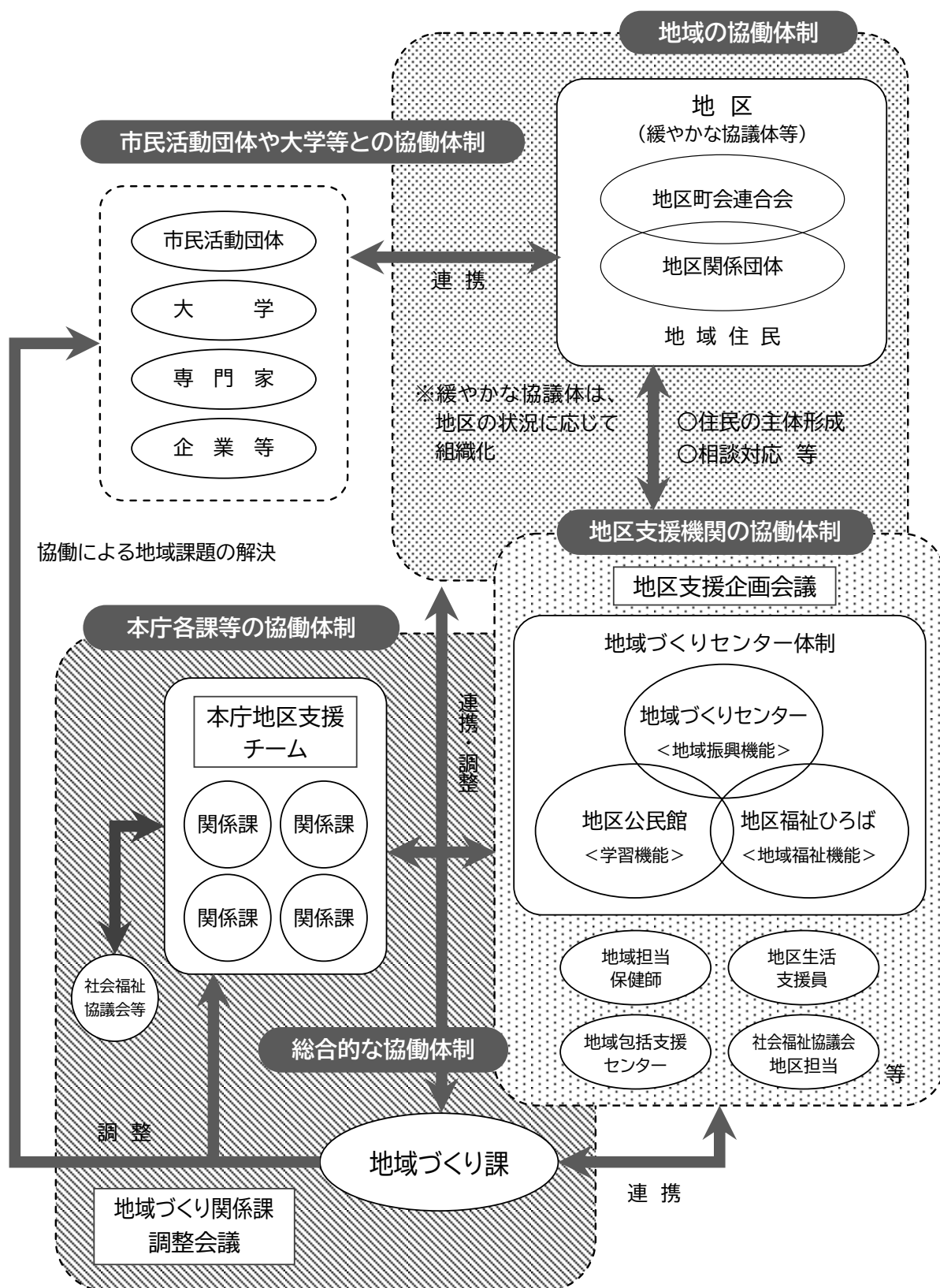
多様な主体の協働による地域づくりを進めるためには、目指す地域の姿やその実現に向けた道筋を明らかにし、参画する地域の団体、関係機関等が目的を共有しながら、それぞれの強みを発揮していくことが重要です。

これを踏まえながら、次に掲げる「5つの協働体制」について充実を図ります。

<5つの協働体制>

協働体制	説 明
①地域の協働体制	地域内の様々な団体や個人が連携し、協働により課題の解決に取り組む体制
②地区支援機関の協働体制	地域づくりセンター、地区公民館、福祉ひろば等、地区を支援する行政機関等が連携し、協働により地域の取組みを支える体制
③本庁各課等の協働体制	地域課題に関係する本庁の関係部局等が連携し、協働により地域の取組みや地区支援機関を支える体制
④市民活動団体や大学等との協働体制	専門的な知識、ノウハウ等を持つ市民活動団体や大学、専門家、企業等と連携し、協働により地域の取組みを支える体制
⑤総合的な協働体制	地域づくり課が、地域の団体、地区支援機関、本庁の関係部局、市民活動団体や大学等、個々の協働体制を結び、各地区の地域づくりを総合的に支える体制

<地域づくりの基盤となる「5つの協働体制」>



I-2-(1) 地域の協働体制

→施策の方向性① 住民自治に向けた支援

【施策の方向性】

目指す地域の姿の実現に向けて、各地区で「緩やかな協議体」等による地域運営の状況を点検し、更なる機能向上を図るとともに、地域が一体となった取組みとするため、各団体での目標の共有を促進します。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 緩やかな協議体等の充実に向けた支援 →重点項目②,③	・ 緩やかな協議体等で、目指す地域運営の姿を確認し、共有する場を設けます。 ・ 緩やかな協議体に期待される機能（住民の自由な意見交換や幅広い連携等）がどの程度具現化されたかを点検し、更なる機能向上について検討する機会を設けます。	○地域づくりセンター ・ 地区公民館
イ 地区の団体等が目標を共有する機会づくり	・ 地区の共通目標を見出すために、それぞれの団体等で、目指す地域の姿や目標について確認し合う場を設けます。	○地域づくりセンター ○地区公民館 ○福祉ひろば

I-2-(2) 地区支援機関の協働体制

→施策の方向性① 住民自治に向けた支援

【施策の方向性】

地域づくりセンター、地区公民館、福祉ひろば等の地区支援機関が連携し、チームとして力を発揮していくために、各機関の情報・ノウハウ等を共有する「ヨコ」の関係と、各機関の専門性を高めていく「タテ」の関係の充実を図ります。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 地区支援機関等の役割分担の整理	・ 地域づくりセンター、地区公民館、福祉ひろば等、地区支援機関それぞれの機能や役割を、地区担当職員が確認する機会を設けます。 ・ 多世代多職種で支え合う地域包括ケア社会の構築に向けた地域づくりセンター、地域包括支援センター、地区生活支援員、地区担当保健師等の役割を整理します。	○地域づくりセンター ○地域づくり課 ・ 中央公民館 ・ 福祉政策課 ・ 高齢福祉課 ・ 健康づくり課 ・ 地域包括支援センター ・ 社会福祉協議会

施 策	内 容	関係課等
イ 地区支援企画会議の充実	・ 関係職員の意識共有を図るため、地区支援企画会議の意義等について、改めて確認する機会を設けます。 ・ 地区が目指す方向性や課題解決に向けた計画等との整合に留意しながら、地区支援企画会議としての目標、テーマ等を設定し、進捗管理を行います。	○地域づくりセンター ・ 地域づくり課 ・ 地区公民館 ・ 福祉ひろば ・ 健康づくり課 ・ 地域包括支援センター ・ 社会福祉協議会

I-2-(3) 本庁各課等の協働体制

→施策の方向性❶ 住民自治に向けた支援

【施策の方向性】

各地区の地域づくりに対する支援や地域との協働による取組みを円滑に行うため、本庁地区支援チームや地域づくり関係課調整会議の充実を図り、各地区への支援策等を部局横断により検討する体制を強化します。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 本庁地区支援チームの強化	・ 本庁地区支援チームの組織化のプロセスや取組み事例を整理し、仕組みとして体系化します。 ・ 本庁地区支援チームに対する庁内の理解を促進するため、周知の機会を設けます。	○地域づくりセンター ○地域づくり課
イ 地域づくり関係課調整会議の充実	・ 地区支援機関の在り方や職員の専門性等について課題意識を関係課間で共有し、部局横断による取組みを進めます。 ・ 各課の地域における施策展開について協議、調整する機能を強化するため、会議の実施方法等について見直しを行います。	○地域づくり課 ・ 福祉政策課 ・ 中央公民館 ・ 高齢福祉課 ・ 健康づくり課 ・ 市民相談課

I-2-(4) 市民活動団体や大学等との協働体制

→施策の方向性❸ 多様な主体による協働の推進

【施策の方向性】

「市民活動と協働を推進するための指針」等に基づき、市民活動サポートセンターや地域づくり課による情報集約、発信、地域とのマッチング等の取組みを強化し、市民活動団体や大学等との協働を促進します。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 市民活動団体等の情報集約と活用 →重点項目③	・ 市民活動団体やボランティアに関する情報を集約し、市民活動サポートセンターで管理するとともに、活用を図ります。	○地域づくり課 ・ 中央公民館 ・ 各担当課
イ 地域と市民活動団体等との協働の推進 →重点項目③	・ 市民活動と地域との協働を促進するため、市民活動サポートセンターを中心に、イベント、ホームページ等を通じた市民活動の広報、交流の機会づくり等を強化します。	○地域づくり課 ・ 中央公民館 ・ 各担当課
ウ 地域づくり研究連絡会等による大学と行政との協働の推進 →重点項目①、③	・ 地域づくり研究連絡会を通じて、地域づくりの施策形成に資する新たなワークショップ技法や地域づくり人材の養成等について、大学との共同研究を進めます。 ・ 学生の地域参加について大学との協働による取組みを推進します。	○地域づくり課 ・ 中央公民館 ・ 総合戦略室

I-2-(5) 総合的な協働体制

→施策の方向性③ 多様な主体による協働の推進

【施策の方向性】

地域づくり課の総合調整機能を強化し、地域、地区支援機関、本庁各課等、市民活動団体や大学等の4つの協働体制を結ぶ、より大きなネットワーク構築を目指します。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 地域づくり課の総合調整機能の充実	・ 地域づくり関係課調整会議等で、実行計画の推進に係る進捗確認や全体調整を行います。 ・ 市内外の地域づくり実践や自治会運営、行政施策等に関する情報を収集、整理、提供する取組みを強化します。	○地域づくり課 ・ 福祉政策課 ・ 中央公民館 ・ 高齢福祉課 ・ 健康づくり課
イ 効果的な地区支援体制の検討	・ 地区の取組みをより効果的に支援していくため、行政に求められる機能を明確化し、総合的な視点から、地区支援機関の組織体制等を見直します。 ・ 地区支援機関へのサポートや政策調整等の地域づくり課の機能強化に向けて、体制整備を進めます。	○地域づくり課 ・ 福祉政策課 ・ 中央公民館 ・ 高齢福祉課 ・ 健康づくり課 ・ 総合戦略室 ・ 行政管理課

施 策	内 容	関係課等
	・ 将来的な地区支援体制として、エリア単位で複数の地区（センター）の連絡・調整、支援を行う「エリアサポート体制」の可能性について研究を進めます。	

3 地域づくり人材の育成

地域づくりの推進には、組織や仕組みがあるだけでなく、地域の活動を牽引するリーダーやそれをサポートしていく職員等、様々な立場で働く「人」の存在が不可欠であり、住民側、職員側の双方に人材が求められます。

こうした地域づくりを支える人材育成の視点から、地域づくりについて学ぶ学習機会の提供や職員研修の充実等に取り組みます。

I-3-(1) 地域づくりの担い手育成

→施策の方向性③ 多様な主体による協働の推進

【施策の方向性】

地域の課題解決や活性化に向けて、より広い視野で考え、積極的に行動し、活動のリーダーとして活躍できる人材を発掘、育成していくための支援として、地域づくりについて学ぶ研修・学習機会や地域を越えた交流の場を創出します。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 地域づくりに関する学習機会の充実 →重点項目③	・ 地域づくりに関心のある住民が、関心のあるテーマについて学ぶ機会を充実するため、研修会や連続講座等を開催します。	○中央公民館 ○地域づくり課 ・各担当課
イ 大学等との協働による人材育成プログラムの開発 →重点項目③	・ 地域づくり研究連絡会等との協働により、地域づくり人材の育成プログラムを開発します。	○地域づくり課
ウ 地域づくり市民活動研究集会の開催 →重点項目③	・ 各地域の学習実践活動を持ち寄り、交流を深めながら、住民、職員が共に学び合う機会として、地域づくり市民活動研究集会（公民館研究集会）を開催します。	○地域づくり課 ○中央公民館 ・各担当課

I-3-(2) 職員の人材育成

→施策の方向性① 住民自治に向けた支援

【施策の方向性】

地域づくりを支える職員には、地域づくりにおける基本理念に対する理解とともに、住民との信頼関係を構築するコミュニケーション能力や、地域の様々な団体・個人をつなげるコーディネート能力等、多岐にわたる力が求められます。

これら地域づくり関係職員に求められる力を整理し、資質向上のための研修等を体系的に実施していくことで、職員人材の育成を推進します。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 基本理念に対する理解の促進	・ 本市の地域づくりにおける基本的な考え方や、その基盤となる公民館、福祉ひろばの理念に対する職員の理解を促進するため、必要な研修を実施します。	○地域づくり課 ○中央公民館 ○福祉政策課
イ 部局横断による包括的な地域づくり研修の実施	・ 異なる分野の地域づくり関係職員が、互いの仕事を十分に理解し、目的を共有しながら取り組めるよう、関係課合同による包括的な研修機会を拡充します。	○地域づくり課 ○中央公民館 ○福祉政策課 ○高齢福祉課 ○健康づくり課 ○社会福祉協議会
ウ 実践技術の習得	・ 地域づくりの現場で求められる対話能力やコーディネート力、ファシリテーション技術等、実践的な能力やスキルの習得に向けた研修を実施します。	○地域づくり課 ○中央公民館 ○福祉政策課 ○職員課

I-3-(3) 職員の地域参加の促進

→施策の方向性① 住民自治に向けた支援

【施策の方向性】

自治や協働、多様な住民意識に対する本質的な理解は、研修だけで得られるものではなく、職員自らが実際の地域活動に直接関わることで養われます。

職員が居住する地域の一員として、地域活動に積極的に参加することを促すとともに、職員人材を地域づくりに生かせる環境整備を進めます。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 職員の地域活動への積極的な参加の促進	・ 採用後早期に、地域との協働や町会に関する研修を行います。 ・ 居住する地域の活動への職員の積極的な参加を促進します。	○地域づくり課 ○職員課
イ 職員の専門的な知識・技能の活用 の検討	・ 各職員の専門的な知識、技能等をデータベース化し、必要とする地域で、必要な時に活用できる仕組みを検討します。	○地域づくり課 ○職員課

Ⅱ 地域力の向上を図る取組みの推進

1 多様な住民参加による地域づくり

持続可能な活力のある地域社会を実現するには、多様な組織や個人の参画を促すだけでなく、個々の「違い」を認め合い、その「違い」を地域の力として生かしていくことが求められます。

これを踏まえながら、誰もが参加できる開かれた地域運営の促進や参加機会の拡充等に取り組むことで、多様な住民参加による地域づくりを推進します。

Ⅱ-1-(1) 開かれた地域運営の促進

→施策の方向性② 幅広い市民参画の促進

【施策の方向性】

多様性を認め合い、異なる意見や価値観を受け入れる「開かれた地域」の実現に向けて、地域に暮らすあらゆる住民が参加できる場づくりや情報発信の充実等を図ります。

【主な施策】

施策	内容	関係課等
ア 誰もが参加できる話合いの場づくり →重点項目②, ③	・ 地域の活性化や課題解決について、一部の役員だけで検討するのではなく、様々な立場の住民が参加し、自由に意見交換ができる話合いの場づくりを促進します。	○地区公民館 ○地域づくりセンター
イ 地域運営に関する積極的な情報発信の促進 →重点項目②	・ 地域運営の透明性を確保するとともに、より幅広い層の関心を喚起するため、積極的な情報発信を促進します。 ・ 従来よりも広範囲への発信を意識したデジタルメディア等の活用を研究し、促進します。	○地域づくりセンター ・ 地区公民館 ・ 福祉ひろば
ウ 多様性を認め合う地域づくりの推進 →重点項目②	・ 年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、同じ地域に暮らす様々な立場の住民が交流し、互いに理解を深め合う機会を創出します。	○地区公民館 ○福祉ひろば ・ 地域づくりセンター ・ 人権共生課

→施策の方向性② 幅広い市民参画の促進

【施策の方向性】

様々な立場の住民が、「楽しさ」や「やりがい」を感じながら、生き生きと活動する地域づくりを念頭に、これまで地域との関わりが希薄とされてきた若者や30～50歳代を中心とした働き盛り世代、転入者、アパート・マンション世帯、町会に加入していない世帯等も含めた幅広い住民の参加機会や活躍の場を創出します。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 若者、働き盛り世代等の地域参加の促進 →重点項目①	・ 地域や大学等の関係機関、市の関係課等を調整し、若者の地域参加に向けた協働の基盤（プラットフォーム）を構築します。 ・ 地区内の団体、学校、事業所等との連携を模索しながら、若者や働き盛り世代を始めとした幅広い住民の参加機会を充実します。	○地域づくり課 ○地域づくりセンター ○地区公民館 ○福祉ひろば
イ 役員以外の人材活用の促進 →重点項目③	・ 地域での役職や肩書にとらわれない、多様な住民参加を促進し、役員以外の住民も地域で活躍できる場を創出します。 ・ 幅広い人材活用を図るため、市民活動団体や有志グループ等、地縁によらない目的型組織との連携による取組みを進めます。	○地域づくりセンター ○地区公民館 ○福祉ひろば
ウ デジタル技術の活用等による新たな交流、学習機会の創出 →重点項目①, ③	・ 新たな交流や学習機会を創出するため、デジタル技術の活用等による地域情報の発信やアーカイブ化、住民のニーズ把握、コミュニケーションの促進等に取り組めます。	○地域づくり課 ○地域づくりセンター ○地区公民館 ○福祉ひろば

2 地域力を構成する4つの力の向上

住民主体による課題解決に向けた取組みを進めていくには、活動の原動力となる「地域力」が十分に備わっていなければなりません。

本計画では、「地域力」を①自治力、②連帯力、③教育力、④文化力の4つを総合した力と捉え、それぞれの向上を図る施策を推進します。

→施策の方向性④ 持続可能な住民自治組織に向けた支援

【施策の方向性】

異なる意見や考え方を持つ住民同士が、話し合いや学習等を通じて折合いを付けながら、問題や困りごとの解決を図り、共に同じ地域で暮らしていくために、地区や町会運営に対する支援を強化することで、地域の「自治力」向上を図ります。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 地区運営及び地区組織の自立化に向けた支援	- 地区運営の継続性を担保するため、緩やかな協議体や地区関係団体の運営経過の記録、引継ぎ等を支援します。 - 地区関係団体等の自律的、効率的な運営のため、類似団体の統合・整理、運営改善に関する助言等の支援を充実します。 - 行政から地域への依頼事項について、削減、方法の見直し等を継続し、地域の負担軽減を図ります。	○地域づくりセンター ○地区公民館 ○福祉ひろば ○地域づくり課 ・各担当課
イ 町会運営力の強化に向けた取組みへの支援 →重点項目②, ④	- 町会の運営改善に向けた取組みに対して、求めに応じた助言、提言、情報提供等の支援を行います。 - 町会運営における悩みやニーズの把握に努めるとともに、「町会活動ハンドブック」の改訂、取組事例の収集等により、参考資料を整備します。 - モデル地区の取組み等を参考に、単位町会に対する現場支援や財政支援の在り方を検討します。	○地域づくりセンター ○地域づくり課
ウ 町会加入促進の取組みへの支援	- 町会連合会との協働により、町会加入促進パンフレットの配布、SNSによる発信等の取組みを継続するとともに、新たなPR方法を研究します。 - 転入者に対するPRを強化するため、町会加入促進パンフレットの見直し等を行います。	○地域づくり課 ・市民課 ・地域づくりセンター
エ 大学等との協働による将来的な自治の在り方に関する研究 →重点項目④	10年後、20年後の社会状況を想定した地域や住民自治のこれからの在り方について、専門的知見を持った大学等との共同研究を進めます。	○地域づくり課 ・地域づくりセンター

→施策の方向性⑤ お互い様の意識の醸成

【施策の方向性】

身近なコミュニティの「顔の見える関係」に基づいた地域としての連帯感は、地域が一体となった取組みを進める際の基礎であると考えられます。

住民同士の親睦行事や趣味の集まり、学習、共同作業等を通して、地域の人と人とのつながりや信頼関係を醸成し、地域の「連帯力」向上を図ります。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 公民館、福祉ひろばの「つどう、まなぶ、むすぶ」機能の強化 →重点項目④	・ 住民が集い、学び、つながる機会の創出に向けて、多世代、同世代（高齢者、若者等）の交流や仲間づくり、活動のネットワーク化等を意識した事業を推進します。	○地区公民館 ○福祉ひろば ・ 地域づくりセンター
イ 支え合いの地域づくりに向けた啓発事業等の推進 →重点項目④	・ 社会福祉協議会や地区生活支援員等と連携し、地域福祉に関する啓発、学習、実践等を促進します。 ・ 地区別地域福祉計画等に基づき、支え合いの地域づくりに向けた事業を推進します。	○地域づくりセンター ○福祉ひろば ・ 地域包括支援センター ・ 社会福祉協議会 ・ 地区公民館
ウ 身近なコミュニティのきずなを育む取組みの推進 →重点項目④	・ 単位町会や隣組等、より小さなコミュニティのきずなづくりに向けた支援を強化します。 ・ 公民館居酒屋や夏祭り等、住民のきずなを育む町内公民館活動の活性化に向けて、助言等の現場支援や財政支援を充実します。 ・ 町会や大学等との協働により、町内公民館を核とした地域共生モデルの可能性を研究し、その結果について共有する機会を設けます。 ・ 地区の関係機関や事業所、市民活動団体等との幅広い連携により、身近な地域の居場所づくりを促進します。	○地域づくりセンター ○地区公民館 ○福祉ひろば ○中央公民館 ○地域づくり課

【参考】松本市地域づくり市民委員会提言書（R3.12.9）より

○「敷居の低い」空間づくり

（前略）これまであまり積極的に地域と関わってこなかった住民にとっては、地域の人が集まる場所ほど行きづらく、参加のハードルが高いのも事実です。（中略）

そのため、地縁やこれまでの行事中心の考え方にとらわれない柔軟な発想で、誰に対しても開かれ、居心地がよく、参加したくなる活動のある、「敷居の低い」空間づくりに取り組んでいく必要があります。

○防災を切り口とした顔の見える関係づくり

防災・減災は、共通の課題が見出しにくい現代の地域においても、年代や属性を問わず、誰もが目的意識を共有しやすいテーマの一つです。（中略）単位町会で行われている定期的な防災訓練も、隣近所の顔の見える関係づくりに役立てられる可能性があります。

Ⅱ-2-(3) 教育力の向上

→施策の方向性② 幅広い市民参画の促進

【施策の方向性】

「地域づくりは人づくり」とも言われるように、地域の持続的な発展には、地域自らが人材を発掘し、次代の担い手として育てていく営みが欠かせません。

学習や交流を通じた地域の人材育成や、未来の担い手であり主権者である子どもたちの主体性を育む取組みを支援することで、地域の「教育力」向上を図ります。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 地域づくりの担い手の発掘・育成 →重点項目①, ③	・ 地区行事の実施や公民館活動等を通して、「楽しさ」や「やりがい」を感じられるよう、より多くの住民が事業の企画・運営側を経験する機会づくりを進めます。 ・ 新たな人材発掘を促進するため、若者や転入者等、これまで地域との関わりが希薄とされてきた層への働き掛けを強化します。 ・ 住民の身近な地域に対する興味・関心を養い、理解を深める機会として、地域学習の取組みを支援します。	○地区公民館 ○福祉ひろば ○地域づくりセンター
イ 子どもたちの主体性を育む取組みの推進 →重点項目①	・ 地域全体で子どもを育む気運を醸成するため、コミュニティスクール*¹の取組みを推進します。 ・ 子どもを核にしたコミュニティの形成に向けて、PTA、子ども会育成会、保育園、認定こども園、幼稚園、児童館・児童センター等との連携を強化します。 ・ 子どもたちの主体性を育むため、子どもたち自らが問いを立て、探究し、表現する学びを地域でサポートする取組みを進めます。	○地区公民館 ・ 地域づくりセンター ・ 福祉ひろば ・ 児童センター ・ 中央公民館 ・ 学校教育課 ・ こども育成課 ・ 保育課

* 1 学校、保護者、地域住民が連携・協働しながら、地域とともにある学校づくりを進める仕組み

【参考】松本市地域づくり市民委員会提言書（R3.12.9）より

○学びの質を高めるための支援

（前略）学習者同士のつながりは、持続的な共同作業に取り組むことによって一層深められます。地域を共に学び、知り、表現し、人に伝えられるといった「継続的な」取り組みの仕掛けが用意されていることも、大切な条件の一つと考えます。

（中略）そのために必要なリサーチ、編集、デザイン等は、地域住民や職員だけでは十分に行えないことも多く、必要に応じて専門家のサポートを得られるような仕組みの整備や行政による適切な支援を望みます。

Ⅱ-2-(4) 文化力の向上

→施策の方向性④ 持続可能な住民自治組織に向けた支援

【施策の方向性】

地域の自然や風土、歴史等に根差した地域文化は、人々の心豊かな暮らしに資するだけでなく、郷土への愛着や誇りを育む、きずなの拠り所にもなります。

地域文化の価値付けを地域自らが言い、保存・継承、創造、発展させていく活動を支援することで、地域の「文化力」向上を図ります。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 地域文化の向上を図る取り組みへの支援	・ 松本市歴史文化基本構想 ^{*1} ・松本市文化財保存活用地域計画の成果等も生かしながら、地域の歴史文化に関する記録、保存、普及活用等の取り組みを支援します。 ・ 地域に根差した生涯学習、芸術文化の振興等、地域文化の創造、発展に向けた活動を支援します。	○地区公民館 ・ 地域づくりセンター ・ 福祉ひろば ・ 文化財課
イ 地域の伝統行事等の継承に対する支援 →重点項目④	・ ぼんぼん、青山様、三九郎など、地区や町会単位で実施されている伝統行事等について、継承に向けた取り組みを支援します。	○地区公民館 ・ 地域づくりセンター ・ こども育成課 ・ 文化財課

*1 文化財を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、平成30年に策定された文化財保存活用のマスタープランです。構想の策定にあたっては、各地区公民館を拠点に住民が主体となって、地域の文化財調査や関連文化財群の設定に取り組みました。

Ⅲ 地域課題の解決に向けた取組みの推進

1 課題解決に向けた地域の取組みの推進

住民による課題の把握や共有化、関係機関等との調整、学習や実践の展開など、課題解決に必要な取組みを、地域と地域づくりセンター等、地区支援機関との協働により推進します。

Ⅲ-1-(1) 課題の把握、共有の促進

→施策の方向性① 住民自治に向けた支援

【施策の方向性】

安心・安全な住みよい地域づくりの推進には、住民一人ひとりの困りごとを個々の問題として片づけるのではなく、学習を通して地域全体の課題として共有化し、その原因や背景を的確に把握していく作業が欠かせません。

そのために必要な客観的データの提供や情報集約の拠点機能を強化することで、地域の課題把握や共有を促進します。

【主な施策】

施策	内容	関係課等
ア 地区データの提示等による課題共有の促進	- 人口動態等、地区に関する客観的なデータをまとめた「地区診断書*¹」等を利用し、住民による課題の把握、共有化に向けた取組みを支援します。 「地区診断書」については、定期的に見直しを行い、必要なデータを補強していくとともに、各課の施策形成に役立てるため、庁内で共有します。	○地域づくりセンター ○地域づくり課 ・DX推進本部 ・各担当課
イ 地域の情報集約機能の強化	- 住民の声や困りごと等を吸い上げ、それらを市民相談課等の担当課に繋ぐほか、地域の問題として整理する、情報集約機能を強化します。 - 地区支援企画会議を通して、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に関する地域の課題を共有します。	○地域づくりセンター ・市民相談課 ・地域づくり課 ・各担当課

* 1 地区の人口統計や避難行動要支援者等の支援が必要な人の現況、国保データベース等、市各課で保有するデータを地区別にまとめたもので、令和元年度に全35地区で作成

→施策の方向性① 住民自治に向けた支援

【施策の方向性】

地域課題の共有から、その解決に向けた実践へと移行していくために、必要な地域づくりの計画化や具体的な方策の検討等を促進します。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 目指す地域の姿の実現に向けた計画策定への支援	・ 10年後、20年後の将来を見据えた地域づくりを体系的に進めていくため、必要に応じて地区別地域づくり計画 ^{*1} の策定等、計画化の取組みを支援します。	○地域づくりセンター ・ 地区公民館 ・ 福祉ひろば
イ 地域課題の解決に向けた具体的な方策の検討	・ 緩やかな協議体等の部会や地域ケア会議等を地区支援企画会議がサポートし、具体的な課題解決の方策について検討する機会を設定します。	○地域づくりセンター ・ 地区公民館 ・ 福祉ひろば ・ 健康づくり課 ・ 地域包括支援センター ・ 社会福祉協議会
ウ 地域づくりに係る新制度等の研究	・ 課題解決に向けた具体的な取組みに向けて、特定地域づくり事業協働組合 ^{*2} 等の地域づくりの新たな制度、形態等を研究し、活用の可能性を検討します。	○地域づくり課 ・ 地域づくりセンター

*1 保健、福祉、防災、教育、交通等、地区の取組みを網羅した総合計画（マスター・プラン）として、過去に策定した地区別地域福祉計画から発展的に移行することを想定したもの。なお、移行の期限は特に設けず、各地区の判断により適当な時機に策定するものとしています。

*2 人口急減地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するため事業を行う事業協働組合に対して、財政的、制度的な支援を行う総務省及び厚生労働省の制度

2 課題解決に向けた行政の取組みの推進

地域課題は、住民同士の話合いの中から提起されるだけでなく、行政から地域へ、施策の一環として提起される場合があります。

こうした地域への施策展開を円滑に運ぶための調整の場づくりや、各施策担当課や地区支援機関等が連携した具体的な取組みを推進します。

Ⅲ-2-(1) 施策展開のための調整の場づくり

→施策の方向性① 住民自治に向けた支援

【施策の方向性】

地域での施策展開に当たっては、地域住民の理解を十分に得ながら、合意に基づき、地域との協働で課題解決に取り組んでいくことが重要です。

施策担当課は、地域及び地区支援機関と調整を図りながら取組みを進めます。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 関係課及び地域、地区の行政機関等の調整の場づくり	・ 施策担当課が地域において施策を展開する際、地域づくり課と連携し、関係課、地区支援機関、町会等と施策の展開方法等について調整する場を設定します。	○施策担当課 ○地域づくりセンター ○地域づくり課

Ⅲ-2-(2) 課題解決に向けた施策の展開

→施策の方向性① 住民自治に向けた支援

【施策の方向性】

地域との協働によって進める各分野の行政施策を、地域づくりの中に位置付けるとともに、施策担当課、地区支援機関、地域づくり課等が連携した施策展開を図ります。

【主な施策】

施 策	内 容	関係課等
ア 地域との協働による行政施策の展開	・ 別表「地域との協働により進める行政施策一覧」（→P 5 1～5 6）に掲げる施策を、施策担当課と地区支援機関、地域づくり課等の連携により展開します。 ・ 人口急減地域等、緊急の対応が求められるような地域に対しては、地域の課題解決に行政としてより積極的に関与していくことで、協働による取組みを推進します。	○施策担当課 ○地域づくりセンター ○地域づくり課

地域との協働により進める行政施策一覧

No.	第11次基本計画		施策名	説明	関係課
	基本施策	施策の方向性			
1	1-1 結婚・出産・子育て支援の充実	少子化の抑止と子育て環境の充実	地域子育て支援拠点事業	・子育て環境の充実のため、身近な地域で就学前の幼児と保護者、未就園児の親子が気軽に集い、語り合い、情報交換や育児相談できる場所として、こどもプラザ（市内4か所）・つどいの広場（市内21か所）で実施します。	○こども育成課
2	1-3 個性と多様性を尊重する学校教育	地域に開かれた学校づくり	放課後子ども教室	・小学生の余裕教室や校庭等を利用し、放課後の居場所として、のびのびと遊べる、学べる環境を地域住民の参加により、市内4か所（源池小、明善小、安曇小、奈川小）で実施します。	○こども育成課
3			部活動指導員配置事業	・教職員の働き方改革を図るため、部活動指導員配置事業を継続実施します。更に学校と地域が連携した上で子どもたちが活動する環境の充実を図れるよう、中学校区等のエリアごとの部活動に係る課題の共有や人材確保等を推進します。	○学校教育課
4	1-4 子どもにやさしいまちづくり	意見表明と社会参加	青少年健全育成事業	・明るく温かい社会環境をつくるため、松本市子ども会育成連合会に補助金及び負担金を支出するほか、ジュニアリーダー等の育成などを行い、自主性や生きる力の向上を図り、地域での青少年健全育成を推進します。	○こども育成課
5		相談窓口の充実と居場所づくりの推進	放課後児童健全育成事業	・児童への健全な遊びの指導や健康増進と情操豊かな人間形成のため、放課後の留守家庭児童の居場所と預かり事業を実施します。	○こども育成課
6	1-5 未来につながる子ども福祉の充実	子どもの貧困対策推進	子どもの未来応援事業	・子どもたちへの食事提供の他、学習支援、生活相談などを行い、子どもたちが地域の大人とのつながりを通して自分への自信を高めること目的に、「子どもの居場所づくり」に取り組む団体に交付金を支給します。	○こども福祉課
7	2-5 生きがいある高齢者福祉の充実	地域包括ケアシステムの推進	一般介護予防事業	・介護予防・自立支援・重度化防止・健康寿命延伸・生きがいづくりを目的に、地域の健康課題等の実情を踏まえ、セルフケアを基本とした高齢者の介護予防の取り組みを、地域住民及び関係機関と連携を図り支援します。	○高齢福祉課
8			生活支援体制整備事業	・第1層、第2層の生活支援コーディネーターを配置し、住民主体の助け合いづくり・繋がりづくりを進めます。	○高齢福祉課
9			高齢者虐待防止推進事業	・虐待予防の周知啓発や迅速な対応に加え、第三者が介入することで早期発見、深刻化を防ぐことができることから、地域での見守りや関係者との連携を推進します。	○高齢福祉課
10			在宅医療・介護連携推進事業	・医療と介護の両方を必要とする高齢者が、入退院と在宅医療、介護を切れ目なく受けられ、地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、三師会や地域の協力も得て推進します。	○高齢福祉課

No.	第 1 1 次基本計画		施策名	説 明	関係課
	基本施策	施策の方向性			
11	2-5 生きがいある高齢者福祉の充実	地域包括ケアシステムの推進	地域ケア会議の推進	・個別課題の解決や、地域課題の抽出などを行う地域ケア会議を通じ、医療、介護の専門職と地域関係者が連携して、課題解決に向けた検討を行います。	○高齢福祉課
12		認知症施策の推進	認知症施策の推進	・認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく日常生活を過ごせるように、認知症の人や家族の視点に立ち、意見を踏まえて、地域で支えるための取組みを地域住民や関係者等と推進します。	○高齢福祉課
13	2-6 暮らしを守る生活支援の充実	生活困窮者自立支援の充実	民間支援団体との連携強化による生活困窮者支援	・市内の生活困窮者支援に携わる民間支援団体と行政が、民間支援団体連絡会を定期的に開催し、困窮者支援についての情報共有・意見交換を通じて連携を強化し、困窮者支援の充実を図ります。	○市民相談課 ・生活保護課
14	3-2 地域福祉活動の推進	つながりの「場づくり」や「関係づくり」の推進	地域福祉活動推進事業交付金	・地域住民が互いに支え合う活動の推進などを目的として、任意の団体が行う地域福祉活動を支援します。	○福祉政策課
15			地域福祉計画推進事業	・地区の特徴や課題に対応して、地域づくりセンターや地区公民館、福祉ひろばの活動などを通じて、地域福祉に関する意識啓発や活動に関わる人材育成、つながりの場づくりや支え合いの関係づくりを推進します。	○福祉政策課 ・生涯学習課
16		要配慮者の避難支援体制づくりの推進	災害時要援護者支援プラン推進事業	・災害時に支援が必要となる高齢者や障がい者など要配慮者の地域における見守り・避難支援体制づくりを地区や町会の実情に合わせて住民と協働で推進します。	○福祉政策課
17	3-3 地域防災・防犯の推進	消費者教育の強化	出前講座による意識啓発の推進	・主体的な消費者として自ら判断し行動できるように、高齢者はもとより小中学生についても消費者教育進めていくことで、消費者の自立支援や被害の未然防止を図ります。	○市民相談課
18		自主防災組織の強化	自主防災組織への防災資機材整備支援の充実	・自主防災組織の活性化を推進するため、防災資機材購入のための補助や、地区が行う防災訓練に対する補助をします。 ・補助制度の活用について、働き掛けを行います。	○危機管理課
19		地域防災力向上への支援	出前講座による防災意識啓発の推進	・自主防災組織の結成促進や防災意識の醸成、啓発を図るため、出前講座を開催します。	○危機管理課
20			避難所運営委員会運営支援	・避難所運営委員会の会議への参加や、委員会が行う防災訓練に対する補助などの支援をします。 ・避難所運営委員会の設置や、補助制度の活用について、働き掛けを行います。	○危機管理課
21		防犯意識の向上	地区町会連合会防犯活動費交付金事業	・防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動の推進を図るため、35地区の町会連合会防犯活動費交付金を交付します。	○消防防災課

No.	第 1 1 次基本計画		施策名	説 明	関係課
	基本施策	施策の方向性			
22	3-4 働き盛り世代の移住・定住推進	空き家と移住希望者とのマッチング支援	空き家利活用推進事業	・空き家バンクを介した空き家と移住希望者とのマッチングによる地域の活性化を図ります。	○住宅課 ・移住推進課
23	3-5 多様な人権・平和の尊重	人権意識の醸成	地区人権啓発推進事業	・市内 3 5 地区に人権啓発推進連絡協議会が組織され、市との委託契約に基づき、講演会や現地視察、研修会等を実施し、身近な地域から人権啓発活動を実施します。	○人権共生課 ・生涯学習課 ・地区公民館
24		平和意識醸成の取組み	平和推進事業	・日常生活の中で、人権を尊重する市民一人ひとりの行動が、松本市平和都市宣言が目指す平和に繋がるよう取り組みます。	○平和推進課 ・人権共生課
25	3-6 ジェンダー平等社会の実現	プラットフォーム及びネットワークづくり	地域・職域組織等における男女共同参画計画の促進	・各地区の男女共同参画推進委員の育成を通して地域の女性登用を促進します。	○人権共生課
26		広報啓発及び情報発信	推進体制の整備・強化	・市民からの意見を反映させるため、男女共同参画推進委員会を開催。町会連合会、町内公民館長会などから委員メンバーを選出します。	○人権共生課 ・生涯学習課
27	3-7 国際化・多文化共生の推進	外国人住民の社会参画促進	多文化共生推進事業	・地域の外国人住民（松本市多文化共生キーパーソン等）を講師に、公民館等で講座を開催し、地域住民の多文化共生意識の高揚を図ります。	○人権共生課
28	4-4 森林の保全・再生・活用	松枯れ被害対策	森林の再生活用	・松枯れ被害拡大に伴い、被害拡大防止、生活道路沿線の危険木除去、山地災害防止、樹種転換事業等の対策について、地区対策協議会等とともに検討し取り組んでいます。	○森林環境課
29	5-2 地域交通ネットワークの拡充	環境負荷の低減	パークアンドライド事業	・地元町会ボランティア団体と協定を締結し、平田駅パークアンドライド駐車場の維持管理（清掃、除草等）を実施します。	○交通ネットワーク課
30		地域交通の利便性向上	地域主導型公共交通事業	・交通空白地域において、地域住民が主体となって地域内交通を確保するために実施されるバスや乗合タクシー等の事業に対し、補助金を交付します。 ・地域内の拠点等を結ぶ小規模な移動需要（ラストワンマイル）に対して、地域の要望、実情に合った利便性の高い移動手段について、地域住民及び地域づくりセンターと協議、連携できる体制の構築を進めます。	○公共交通課
31		交通マナーの向上	地域での子どもの見守り、育成（通学路の交通安全対策）	・子どもの交通事故のうち、登下校中に交通事故に遭う割合が平均で約半数を占めている状況であるため、継続した通学路における安全対策を推進していきます。	○学校教育課 ・自転車推進課 ・建設総務課 ・建設課 ・維持課

No.	第 1 1 次基本計画		施策名	説 明	関係課
	基本施策	施策の方向性			
32	5-4 交通需要に即した道路整備	快適な道路環境の整備	幹線道路整備事業	・交通の円滑化と通過交通の分散、歩道の整備等による安全、安心な道路環境を確保するため道路整備五箇年計画に基づき、幹線道路整備を行うものです。	○建設課 ・都市計画課 ・交通ネットワーク課 ・維持課
33		生活道路の整備	地域の生活道路整備事業	・緊急車両の通行や災害時の避難・延焼防止・救助などのための空間を確保するため、地元要望のある生活道路を主に、道路拡幅などの整備を行うものです。	○建設課 ・維持課
34		多様なニーズに対応した道路空間の再構築	公共交通と共存した歩行者にぎわい事業	・中心市街地の通過交通を抑制し、歩行者の回遊性を高めるため、地元協議会等と協力して中町通りでトランジットモール(路線バス及び緊急車両のみ通行可能な歩行者天国)を定期的に実施します。	○交通ネットワーク課
35	5-5 広域交通網の整備	広域道路ネットワークの整備促進	中部縦貫自動車道推進事業	・松本市と福井市を結び、地域産業の活性化、観光地へのアクセス強化等を実現する中部縦貫自動車道について、沿線地区住民の協力により整備促進を図るものです。	○建設総務課
36			国道 19 号整備推進事業	・松本市の交通の主軸として重要な役割を果たしている国道 19 号について、慢性的な渋滞解消を図るとともに、更なる交通需要に対応していくため、沿線町会等との協働により早期整備促進を図るものです。	○建設総務課 ・交通ネットワーク課
37	5-6 バランスの取れた土地利用	農地を含めた柔軟な土地利用	農業振興地域整備計画の推進	・農業振興地域整備計画により、優良農地の適正な保全及び農業振興を図るため、地区の農業従事者・町会関係者・農業委員等から意見聴取を行い、適正な管理を進めていきます。	○農政課
38	5-7 緑を活かした魅力あるまちづくり	市民による緑化活動の支援	美しいまち松本づくり事業	・花いっぱい運動発祥の地「松本」にふさわしいまちづくりを推進するため、花いっぱい運動関連事業を積極的に実施するものです(花苗等の提供)。	○公園緑地課 ・都市計画課
39			公園整備事業	・誰もが安心して公園を利用できるよう、施設や樹木の維持管理を地元町会と共に行い、公園の安全性の確保に努めるものです。また、社会のニーズに応じた公園整備を進めるものです。	○公園緑地課
40	5-9 危機管理体制の強化	消防団活動体制の整備	消防団員の確保	・団員確保に向けて、地区の自主防災組織との連携協働について研究するとともに、元消防団と地区町会との連携強化を図ります。	○消防防災課
41	5-10 防災・減災対策の推進	災害廃棄物の市民周知及び適正処理	災害廃棄物に関する周知・啓発の推進	・災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、平時からの備え、排出方法や適正分別について、出前講座や防災訓練等を通じて周知・啓発を行います。	○環境・地域エネルギー課 ○環境業務課 ・危機管理課
42		建築物耐震化の促進／大規模地震に備えたインフラ整備の推進	地区計画	・狹隘道路に接した老朽木造住宅が密集した街区等に対して、地元町会の防災減災対策を目的とした地区計画の策定に協力します。	○都市計画課 ・建設課 ・建築指導課

No.	第11次基本計画		施策名	説明	関係課
	基本施策	施策の方向性			
43		建築物耐震化の促進	住宅・建築物耐震診断事業、耐震改修事業	・耐震性不足の家屋等が連たんしている災害リスクが高い地域について、地域づくりセンターと協力して、町会ごとに防災・減災のための支援策を周知します。	○建築指導課 ○住宅課
44			ブロック塀等撤去事業	・耐震性不足の家屋等が連たんしている災害リスクが高い地域について、地域づくりセンターと協力して、町会ごとに防災・減災のための支援策を周知します。	○建築指導課
45		水害への備え	地域の河川・水路整備事業	・河川水路の溢水対策や水路の老朽化に伴う改修により、浸水被害の軽減により市民生活の安全・安心を確保するものです。	○建設課 ・維持課
46	5-11 将来にわたる公共インフラの整備	公共施設マネジメントの推進	地域の公共施設の規模や配置の見直し	・「松本市公共施設等総合管理計画」に基づき、市民の皆さんの理解を得ながら、近接施設の複合・集約化等を進め、施設面積の適正化と施設配置の最適化を図ります。	○公共施設マネジメント課 ・施設所管課
47	6-1 新商都松本の創造	商業地エリアの賑わい創出	商業振興事業	・中心市街地の活性化を図るため、松本商工会議所や地元商店街等と連携しまちなかの回遊性向上による経済効果を生み出す取組みを支援します。	○商工課
48		think local, buy local 運動の展開	こだわりのある商店街づくり事業	・地域の商店街の個性ある活動に対し補助金を交付し、商店街の賑わい創出、活性化、販売促進を図ります。	○商工課
49		創業者に対する支援	創業者支援事業	・新規開業者等の起業支援を目的として、家賃や開業資金利子を補助し、商業の活力の増進や地域の賑わい向上を図ります。	○商工課
50			空き店舗活用事業	・事業者が商店街の空き店舗を賃貸して開業する場合の固定費（家賃）を補助することで開業者を支援します。また、松本商工会議所と連携し経営支援を図ることで事業の継続を目指します。	○商工課
51	6-4 持続可能な農業経営基盤の確立	安定した農業生産活動の基盤づくり	多面的機能支払交付金事業	・耕作放棄地の発生防止や、農地の多面的機能維持のために、地域の共同活動を支援します。	○耕地課
52			鳥獣被害防止総合対策（防護柵）	・野生動物による農作物被害を防止するため、住民の合意が得られた地域に必要な資材を市が提供し、地域住民が防護柵の設置及び維持管理の労力を提供します。	○農政課
53			中山間地域等直接支払事業	・農業生産条件の不利な中山間地域において農用地を維持・管理する共同的な取組みに対し、面積に応じて一定額を交付します。	○農政課
54			経営所得安定対策直接支払推進事業	・食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持に向けて交付金を活用し、農業経営の安定を図り、地域農業の振興を推進していきます。	○農政課
55		中心となる農業経営体の育成	人・農地プラン推進事業	・地域農業の将来方針と地域の中心となる農業経営体を位置付けたプランを市内19地区で作成。プランの実現に向けた地域の話し合いや取組みを推進します。	○農政課

No.	第 1 1 次基本計画		施策名	説 明	関係課
	基本施策	施策の方向性			
				・プランの実現には農地の集積、集約化が必要となるため、農地中間管理事業及び機構集積協力金事業を活用します。	
56	7-2 歴史・文化遺産の継承	松本城の世界遺産登録の推進	松本城世界遺産推進事業	・松本城の世界遺産登録に係る文化財保護の醸成を図るため、町会及び町会連合会と協働し、「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会で、松本城の魅力や価値を発信する普及啓発事業を行い、各地区で保全活動を推進します。	○文化振興課
57		文化財を活用した地域づくり	まつもと文化遺産活用事業	・市民が自分の住む地域に誇りを持ち、歴史や文化を活かしたまちづくりを進めるため、地域にある文化財群を「まつもと文化遺産」として認定し、市民が主体となった継続的・一体的な文化財群の保存活用の推進を図ります。	○文化財課
58	7-3 スポーツを楽しむ環境の充実	市民が主体的、継続的にスポーツに触れる機会の創出	スポーツ推進委員協議会	・各地区においてスポーツを推進するコーディネーターとして組織的な活動を実践し、市民の生涯スポーツの推進、健康維持・増進につながる取組みを展開します。	○スポーツ推進課
59		安心して利用できるスポーツ施設の環境整備	スポーツ施設の維持管理	・各地区で親しまれているスポーツ施設の維持管理を市と協働により行っています。安心・安全かつ快適に利用できるスポーツ施設の環境づくりを継続して実施します。	○スポーツ推進課

IV 施策の指標及び目標値

基本方針	基本施策	施策の項目	指標	目標値 (R8年度末)
I 地域づくりの基盤強化	地域づくりセンターの機能強化	支援力の向上	地区の重点課題の解決に取り組んだ地区数	35
			地域づくりセンター強化モデル事業の検証と取組みの共有	完了
			地域活動等への新たな財政支援の検討	推進
		地域づくりセンター体制の充実	地域づくりセンター強化に向けた組織体制の検討	推進
	5つの協働体制の充実	地域の協働体制	緩やかな協議体の機能面の点検や運営改善に取り組んだ地区数	35
			地区の団体等で目指す地域の姿について共有する機会を設けた地区数	35
		地区支援機関の協働体制	地区支援機関等の役割分担の明確化	推進
			地区支援企画会議の目標設定を行った地区数	35
		本庁各課等の協働体制	本庁地区支援チームのこれまでの取組みの整理と検証	完了
		市民活動団体や大学等との協働体制	市民活動団体と地域とのマッチングを図る取組み	推進
			地域づくりに関する大学との共同研究	推進
		総合的な協働体制	地域づくり課から地区への情報提供	推進
			効果的な地区支援体制の見直し	完了
	地域づくり人材の育成	地域づくりの担い手育成	地域づくりに係る講座、学習会等の開催数	15
			大学等との協働による人材育成プログラムの開発	推進
			地域づくり市民活研究集会の開催	推進
		職員の人材育成	基本理念に対する理解を促進する研修の実施課数	5
			関係課合同による地域づくり研修の実施数	5
			実践スキルの習得に資する研修の実施課数	6
		職員の地域参加の促進	採用後5年目の協働に関する研修の実施数	10
			職員人材の活用に向けた仕組みの検討	推進
II 地域力の向上を図る取組みの推進	多様な住民参加による地域づくり	開かれた地域運営の促進	誰もが参加できる話合いの場づくりに取り組んだ地区数	35
			新たな情報発信に取り組んだ地区数	35
			多様な立場の住民が交流する機会を設けた地区数	35
		幅広い住民の地域参加の促進	若者、働き盛り世代を対象とした事業に取り組んだ地区数	35
			役員以外の住民が活躍する機会を設けた地区数	35
			デジタル技術の活用等による新たな交流、学習機会の創出に取り組んだ地区数	35
	地域力を構成する4つの力の向上	自治力の向上	地区運営の自立化に向けた支援を行った地区数	35
			市から町会への依頼事項の削減	推進

基本方針	基本施策	施策の項目	指 標	目標値 (R8年度末)
			町会運営の改善に向けた助言、提言、情報提供等の支援を行った地区数	35
			町会活動ハンドブックの見直し等、参考資料の整備	完了
			町会加入を促進するPR方法等の研究	推進
		連帯力の向上	公民館、福祉ひろばの機能を生かしたネットワーク形成に取り組んだ地区数	35
			地域課題等に対応して、地域の支え合い活動に取り組んだ地区数	35
			町内公民館活動の活性化を支援した地区数	35
			町内公民館を核とした新たな地域共生モデルの研究	推進
		教育力の向上	多くの住民が事業の企画運営側を経験する機会づくりに取り組んだ地区数	35
			若者、転入者等、地域との関わりが薄い層の参加を促した地区数	35
		文化力の向上	地域文化の向上に取り組んだ地区数	35
			伝統行事の継承を支援した地区数	35
Ⅲ 課題解決に向けた取り組みの推進	課題解決に向けた地域の取り組みの推進	課題の把握、共有の促進	地区診断書の活用等により、課題の把握、共有化に取り組んだ地区数	35
			地区診断書の庁内での共有	推進
			地区の情報集約機能の強化に向けた検討	推進
		課題解決に向けた実践等の展開	地域づくりの計画化の検討又は策定を支援した地区数	35
			課題解決に向けた具体的な方策を検討する場を設けた地区数	35
			地域づくりに係る新制度等の研究	推進
	課題解決に向けた行政の取り組みの推進	施策展開のための調整の場づくり	行政各課の地域での施策展開を調整する場づくり	推進
		課題解決に向けた施策の展開	地域との協働による行政施策の展開	推進

資料編

第3次松本市地域づくり実行計画 策定の経過

日付	実施事項	内容等
H29. 5. 29	第2次松本市地域づくり実行計画を策定	
R3. 3. 19	第1回地域づくり推進庁内調整会議幹事会	策定方針等の協議
6. 29	第1回地域づくり推進庁内調整会議	策定方針等の協議
7. 14	庁議	策定方針等の報告
8. 11	松本市町会連合会常任理事会	策定方針等の報告
23	第1回地域づくり推進庁内調整会議幹事会	計画骨子(案)の協議
9. 6	第2回地域づくり推進庁内調整会議	計画骨子(案)協議
10. 13	第2回地域づくり推進庁内調整会議幹事会	計画(素案)の協議
11. 10	第3回地域づくり推進庁内調整会議	計画(素案)の協議
12. 9	地域づくり市民委員会から提言書提出	
R4. 1. 6	庁議	計画(案)の協議
14	市議会経済文教委員協議会	計画(案)の協議
24	パブリックコメントを実施(2.22まで)	
2. 9	松本市町会連合会常任理事会	計画(案)の報告
3. 17	第3次松本市地域づくり実行計画を策定	

松本市地域づくりを推進する条例

平成26年3月14日

条例第1号

改正 平成27年3月13日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、地域づくりの基本理念等を定めることにより、主役である市民と市との協働による地域づくりを推進し、互いに助け合い、学び合い、安心して暮らせる持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり 安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、市民が主体となって地域課題を解決していく活動や取組みをいう。
- (2) 市民活動団体 市民活動を行う自立的なグループ・団体（特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益的法人、共益団体、地縁型組織等）をいう。

(基本理念)

第3条 地域づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

- (1) お互い様の精神を基本としながら、市民による地域課題の共有と、地域づくりへの主体的な参加を図り、もって公共の福祉を増進すること。
- (2) 日常生活圏である地区を単位として、既存の自治の仕組みを生かし、町会と市との協働を基本としながら進めること。
- (3) 市民活動団体、大学等との連携を図りながら、各地区の課題解決に取り組むこと。

(地域づくりセンター)

第4条 市は、地域づくりを推進するための拠点として、各地区に地域づくりセンター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターは、地区の支所・出張所、福祉ひろば及び公民館と一体となり、市民による地域づくりを支援する。

(センターの名称及び位置)

第5条 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(センターの所掌事項)

第6条 センターは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域課題の把握、集約、整理及び解決に向けた支援
- (2) 地区関係団体の育成、支援及び相談の対応
- (3) 市と地区関係団体等との連絡調整
- (4) 地域づくりの推進に向け、地区関係団体等で構成される協議組織が行う地区の計画策定事務等の支援
- (5) 地区行事の支援

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成２７年３月１３日条例第１６号）

この条例は、平成２７年４月１０日から施行する。

別表（第５条関係）

名称	位置
第一地区地域づくりセンター	松本市中央１丁目１８番１号
第二地区地域づくりセンター	松本市本庄２丁目３番２３号
第三地区地域づくりセンター	松本市中央４丁目７番２８号
東部地区地域づくりセンター	松本市女鳥羽２丁目１番２５号
中央地区地域づくりセンター	松本市大手３丁目８番１号
城北地区地域づくりセンター	松本市開智２丁目３番３９号
安原地区地域づくりセンター	松本市旭２丁目１１番１３号
城東地区地域づくりセンター	松本市元町３丁目７番１号
白板地区地域づくりセンター	松本市城西１丁目６番１７―３号
田川地区地域づくりセンター	松本市渚３丁目２番７号
庄内地区地域づくりセンター	松本市出川１丁目５番９号
鎌田地区地域づくりセンター	松本市両島５番５０号
松南地区地域づくりセンター	松本市芳野４番１号
島内地区地域づくりセンター	松本市大字島内４９７０番地１
中山地区地域づくりセンター	松本市大字中山３７４６番地１
島立地区地域づくりセンター	松本市大字島立３２９８番地２
新村地区地域づくりセンター	松本市大字新村２１７９番地７
和田地区地域づくりセンター	松本市大字和田２２４０番地３１
神林地区地域づくりセンター	松本市大字神林１５５７番地１
笹賀地区地域づくりセンター	松本市大字笹賀２９２９番地
芳川地区地域づくりセンター	松本市野溝東２丁目１０番１号
寿地区地域づくりセンター	松本市大字寿豊丘４２４番地
寿台地区地域づくりセンター	松本市大字寿豊丘６４９番地１
岡田地区地域づくりセンター	松本市大字岡田町５１７番地１
入山辺地区地域づくりセンター	松本市大字入山辺１５０９番地１
里山辺地区地域づくりセンター	松本市大字里山辺２９４３番地１
今井地区地域づくりセンター	松本市大字今井２２３１番地１
内田地区地域づくりセンター	松本市大字内田２２０３番地１
本郷地区地域づくりセンター	松本市浅間温泉２丁目９番１号
松原地区地域づくりセンター	松本市大字松原３９番地１
四賀地区地域づくりセンター	松本市会田１００１番地１
安曇地区地域づくりセンター	松本市安曇１０６１番地１
奈川地区地域づくりセンター	松本市奈川３３０１番地
梓川地区地域づくりセンター	松本市梓川梓２２８８番地３
波田地区地域づくりセンター	松本市波田４４１７番地１

松本市地域づくり市民委員会設置要綱

平成23年7月8日

告示第369号

改正 平成26年3月31日告示第102号

平成27年3月31日告示第166号

令和2年7月16日告示第293号

令和3年3月24日告示第100号

(目的)

第1条 この要綱は、本市にふさわしい地域づくりを推進するため、松本市地域づくり市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 市民委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域づくりの推進に係る計画の策定に関すること。
- (2) 本市にふさわしい地域づくりの推進に関すること。
- (3) 市民活動団体の育成及び支援に関すること。
- (4) 協働の推進に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 市民委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域づくり活動関係者
- (2) 社会教育活動関係者
- (3) 市民活動関係者
- (4) 産業分野別関係者
- (5) 有識者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、市民委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 市民委員会に、専門的な事項を調査研究するため、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員及び次条に規定する専門員若干名をもって組織する。

- 3 専門部会に部会長1人を置き、部会員の互選によって選出する。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となる。

(専門員)

第8条 専門員は、委員以外の者で、第2条に規定する市民委員会の所掌事項について専門的な知識・経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 専門員の任期は、専門部会における当該専門的な事項に係る調査研究が終了するまでの間とする。

(庶務)

第9条 市民委員会の庶務は、住民自治局地域づくり課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年7月8日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第102号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第166号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月16日告示第293号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年7月16日から施行する。

(松本市市民活動推進委員会設置要綱の廃止)

- 2 松本市市民活動推進委員会設置要綱（平成18年告示第416号）は、廃止する。

附 則（令和3年3月24日告示第100号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

第5期松本市地域づくり市民委員会委員名簿

氏 名	所属団体・役職等	備 考
内 山 博 行	松本市町会連合会会長	
倉 田 美智子	松本市民生委員・児童委員協議会副会長	
大門 千恵美	前松本市健康づくり推進員連合会会長	R2.8～R3.7
林下 すず子	松本市健康づくり推進員連合会副会長	R3.7～
臼 井 和 夫	松本市子ども会育成連合会会長	
鳥 羽 弘 幸	松本市社会福祉協議会地域福祉課課長補佐	
山 下 京 子	元波田地区福祉ひろば専任コーディネーター	
窪 田 隆 彦	松本市町内公民館長会顧問	
降 旗 都 子	第三地区公民館報編集委員会委員長	委員長
倉 澤 聡	都市計画家	
久 保 愛	前 NP0 法人ワーカーズコープ松本事務所所長	
赤 羽 勝	松本商工会議所理事	
相 原 功 子	J A松本ハイランド農業協同組合理事	
濱 由 佳 子	松本市地域づくりヤングマイスター	
丸 山 宗 志	松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科専任講師	副委員長
小 林 修	公募委員	
松 山 紘 子	公募委員	

第3次松本市地域づくり実行計画

令和4年4月発行

発行 松本市

松本市丸の内3番7号

TEL 0263-34-3000（代表）

編集 松本市住民自治局地域づくり課

